

「経営の健全化のための計画」

(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第5条)

平成13年11月

株式会社 和歌山銀行

当行は、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律に従い、無担保転換社債(劣後特約付)の引受の申請を行います。

なお、今後、計画に記載された事項について重大な変更が生じた場合や生じることが予想される場合は、遅滞なく金融庁に報告いたします。

経営の健全化のための計画の前提条件

[計画期間中の金利、為替、株価等の設定水準]

平成 17 年 3 月期までを国内経済の調整期間とし、その後景気は緩やかに好転していくものと考え、金利・為替・株価を次のとおり予測しております。

(金利)

平成 17 年 3 月期までは横這い、その後、景気の緩やかな回復に従い、小幅の上昇を予測しております。

(為替)

平成 13 年 9 月末の水準を横這いといたしました。

(株価)

平成 13 年 9 月末の実績を勘案し、より保守的な見地から、9,500 円の水準を横這いといたしました。

	13/9月期	14/3月期	15/3月期	16/3月期	17/3月期	18/3月期
無担O / N	0.003%	0.003%	0.003%	0.003%	0.003%	0.250%
10年国債	1.420%	1.420%	1.420%	1.420%	1.420%	1.920%
為替(円/ドル)	119円	119円	119円	119円	119円	119円
日経平均株価	9,774円	9,500円	9,500円	9,500円	9,500円	9,500円

金利については、いずれも期中平均値です。

目次

	(頁)
1 . 金額・条件等	1
(1) 根拠	
(2) 発行金額、発行条件、商品性	
(3) 金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方針	
2 . 経営の合理化のための方策	9
(1) 経営の現状及び見通し	
(2) 業務再構築のための方策	
3 . 責任ある経営体制の確立のための方策	33
(1) 金融機関の社会性・公共性を踏まえた経営理念	
(2) 経営の意思決定プロセスと相互牽制体制	
(3) 自主的・積極的ディスクロージャー	
(4) 従来 of 経営責任についての考え方	
4 . 配当等により利益の流出が行われなための方策等	39
(1) 資本注入前の資本政策	
(2) 資本注入後の資本政策	
5 . 資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策	40
6 . 株式等の発行等に係る株式等及び借入金につき利益をもってする消却、 . . .	43
払戻し、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策	
(1) 消却、払戻し、償還又は返済についての考え方	
(2) 剰余金の推移	
7 . 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策 . . .	44
(1) 各種リスク管理の状況	
(2) 資産運用に係る決裁決裁権限の状況	
(3) 資産内容	
(4) 償却・引当方針	
(5) 含み損益の状況と今後の処理方針	
(6) 金融派生商品等取引動向	
8 . 地域経済における位置付け	55
(1) 営業基盤の概況	
(2) 地域の金融市場における融資比率等	
(3) 地域経済への貢献	

図 表 目 次

	(頁)
1 . 収益動向及び計画	1 3
2 . 自己資本比率の推移	1 5
6 . リストラ計画	2 9
7 . 子会社・関連会社一覧	3 2
8 . 経営諸会議・委員会の状況	3 8
1 0 . 貸出金の推移	4 2
1 2 . 各種リスク管理の状況	4 4
1 3 . 法第 3 条第 2 項の措置後の財務内容	4 6
1 4 . リスク管理債権状況	4 7
1 5 . 不良債権処理状況	5 1
1 6 . 不良債権償却原資	5 2
1 8 . 評価損益総括表	5 3

1. 金額・条件等

(1) 根拠

当行は、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(以下、早期健全化法)」第7条に規定する申請要件を充たすものと判断しており、早期健全化法第4条第2項に基づき、無担保転換社債(劣後特約付)の引受を申請いたします。

イ. 「健全な自己資本の状況にある旨の区分」に該当すること

平成13年3月末の当行の自己資本比率(国内基準:単体)は6.52%、平成13年9月末の同比率は5.45%であり、当行は早期健全化法第2条第3項に定める「健全な自己資本の状況にある区分」に該当します。

ロ. 法定要件ならびに基準を充足すること

当行は以下のとおり、早期健全化法第7条各項に定める各法定要件ならびに基準を充足しています。

(イ)同法第7条第1項第1号

当行は、従来から堅実な経営戦略で営業を展開してまいりましたが、景気の長期低迷により、取引先企業の業績悪化や地価下落等の影響を受け、これに対処すべく積極的な不良債権処理を進めてまいりました。その結果、平成11年3月期には赤字決算を余儀なくされました。その時点では自己資本比率が5.20%まで低下しましたので、平成12年2月に取引先457先を引受先として54億円の第三者割当増資を行い財務基盤の強化を図り、7.26%(平成12年3月末)まで向上いたしました。しかし、平成13年3月期には、不良債権処理により、再度の赤字決算となり、自己資本比率は6.52%に低下しました。平成13年8月に、自己資本の充実に対処するため、再度、地元取引先を引受先として優先株式による29億円の第三者割当増資を実施しましたが、急激な株価下落等の影響を受け、13年9月末の自己資本比率は、5.45%に低下しました。さらに、和歌山県内を営業基盤とした地域金融機関の連続した破綻に加え、今後も景気の低迷が持続した場合、地域の金融機能に著しい障害が生じ、当行においても健全な業務運営が阻害される恐れがあります。和歌山県に本店を有する銀行2行のうちの1行として、当行が期待されている役割や責務は大きく、安定した資金調達により地元での資金需要に対して円滑な資金供給を続け、地域金融機能の維持・向上を目指すためには、早急に自己資本を増強していく必要があるため、当該要件を充足するものと考えます。

(ロ)同法第7条第1項第2号

当行は、今後の収益計画をもとに優先株式の利益消却等を適宜実施していくことは可能であり、当該要件を充足するものと考えます。

(ハ)同法第7条第1項第3号ならびに第2項

当行は、経営の合理化のための計画に、役職員数および経費の抑制を含む合理化、経営責任、株主責任の明確化、資金の貸付その他信用供与の円滑化のための諸方策を講じるとともに、利益の流出を必要に応じて抑制することにしており、当該要件を充足するものと考えます。

(二)同法第7条第1項第4号

当行は、前述のとおり、早期健全化法第2条第3項に定める「健全な自己資本の状況にある旨の区分」に該当しており、「特に著しい過少資本の状況にある旨の区分」には該当いたしません。

(ホ)同法第7条第1項第5号ロ

和歌山県では、阪和銀行(平成8年11月)、和歌山県商工信用組合(平成10年3月)、紀北信用組合(平成11年3月)等地元金融機関の相次ぐ破綻により、零細中小企業者層に対する信用供与の収縮が相次いで生じており、金融機関各業態の店舗リストラが進められたことも加わり、金融機能が低下してまいりました。

当行は、安定した金融サービスの提供を維持し、さらに地域経済に貢献していくためには、資本の増強が不可欠であり、当該要件を充足するものと考えております。

(2)発行金額、発行条件、商品性

発行条件に関しましては「個別金融機関において、普通株式の配当利回りは、優先株式の配当率以下とすることを原則とする。」とした金融再生委員会の考え方を踏まえ、て申請します。

イ.発行金額

発行金額に関しましては、発行120億円を申請します。

ロ.発行条件、商品性(詳細は別紙)

- (イ)社債の名称 株式会社和歌山銀行第一回無担保転換社債(劣後特約付)
- (ロ)社債の総額 金12,000百万円
- (ハ)利率 年1.34%
- (ニ)発行価額 額面100円につき金100円
- (ホ)償還価額 額面100円につき金100円
- (ヘ)払込期日 平成14年1月31日
- (ト)償還日 定めない(永久)
- (チ)償還の方法及び期限

A.本社債は、以下のいずれかの事由が生じた場合にその総額を償還する。

(A)日本において当行について解散判決、株主総会の解散の決議、その他法の定める清算事由が発生し、一定の期間内に届出られた債権又は当行に知られたる債権のうち、本社債に基づく債権及び(ヌ)と実質的に同じ条件を付された債権並びにその他本社債と支払に関して同順位又は劣後順位にある債権を除く全ての債権が、その債権額(協定案のある場合は、その条件による)につき全額の弁済を受けたこと。

(B)(ヌ)に規定する劣後事由が発生し、かつ当該事由にかかる停止条件が成就したこと。

B.当行は、金融庁の承認を得たうえで、平成20年4月1日以降(リ)に定める利息を支払うべき日に、本社債の全部又は一部を(ホ)に定める償還価額をもって期限前償還を行うことができる。この場合、当行は償還期日の少なくとも20日前に必要な

事項を公告若しくはその他の方法により社債権者に通知する。

C. 本社債の買入消却は、発行日の翌日以降、金融庁の承認を得たうえでこれを行うことができる。

D. 本社債の償還については、本項のほか(ヌ)に定める劣後特約に従う。

(リ) 利息支払の方法及び期限

A. 本社債は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成14年3月31日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月及び9月の各末日にその日までの前半か年分を支払う。又は、期中転換がなされた場合には前半か年以内の4月1日若しくは10月1日から転換の効力発生日前日までの利息を日割り計算でこれを支払う。

B. 本社債の利息の支払については、本項のほか(ヌ)に定める劣後特約に従う。

(ヌ) 劣後特約

本社債の償還及び利息の支払いは、当行につき破産宣告又は会社更生手続開始の決定がなされるなどの一定事由(劣後事由)が生じた場合には、本社債の社債権者の元利金の支払請求権の効力は、他の一定の債権者(上位債権者)の債権が、その債権額につき全額の弁済を受けるなどの停止条件が成就したときに発生する。

(ル) 期限の利益喪失に関する特約の有無

当行は本社債につき、本社債の優先株への転換を請求し得べき期間の初日の時点で、適用法令及び定款によって定められる当行の発行可能な優先株式の数及び内容が、転換により発行すべき優先株式の数及び内容を満たしていない場合を除き期限の利益を喪失しない。但し、(チ)A.の適用は妨げられないものとする。

(ヲ) 優先株式への転換

A. 転換を請求し得べき期間

平成14年4月1日から平成25年7月31日までとする。

B. 転換の条件

本転換社債は、下記の転換の条件で当行の優先株式に転換することができる。

C. 転換価額 500円

D. 転換により発行すべき優先株式数

本転換社債の転換により発行すべき優先株式数は、以下の通りとする。

各社債権者が転換請求のために提出
した本転換社債額面金額の総額
転換により発行すべき優先株式数 = 転換価額

E. 期中転換があった場合の取扱

本転換社債の転換により発行された優先株式に対する最初の利益配当金は、転換請求が、平成14年9月30日までになされた時には転換の効力発生日から平成14年9月30日までの日割り計算でこれを支払う。又は、転換の請求が平成14年10月1日以降になされた時には転換の効力発生日から最初に到来する3

月31日又は9月30日までの日割り計算で最初の利益配当金又は中間配当金を支払う。

(ワ) 転換により発行される優先株式の概要

- A. 株式の種類 株式会社和歌山銀行第二回優先株式
- B. 発行株式数 24,000千株
- C. 発行価額 1株につき500円
- D. 発行価額中資本
に組入れない額 1株につき250円
- E. 優先配当金
- (A) 優先配当金 本優先株式1株につき年6円70銭とする。
- (B) 非累積条項 ある営業年度において、本優先株式の株主(以下「本優先株主」という)に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。
- (C) 非参加条項 本優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。
- F. 優先中間配当金
本優先株式1株につき3円35銭とする。
- G. 残余財産の分配
当行は、残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき500円を支払う。本優先株主に対しては、上記500円のほか、残余財産の分配は行わない。
- H. 消却
当行は、いつでも本優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。
- I. 議決権
有しない(法令に別段の定めがある場合を除く)
- J. 新株引受権等
有しない(法令に別段の定めがある場合を除く)
- K. 普通株式への転換
本優先株主は、下記の転換の条件で当行の普通株式への転換を請求することができる。
- (A) 転換を請求し得べき期間
平成15年5月1日から平成26年3月31日までとする。但し、当行株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための一定の日(以下「基準日」という)の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
- (B) 転換の条件
当初転換価額
当初転換価額は、平成15年5月1日の時価とする。但し、当該時価が126

円を下回る場合は、当初転換価額は126円(以下「下限転換価額」という)とする。「平成15年5月1日の時価」とは、平成15年5月1日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合又はいずれかの店頭売買有価証券登録原簿に登録されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の証券取引所(当該証券取引所又は当該店頭売買有価証券登録原簿を備える証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場(以下「店頭市場」という))における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。なお、かかる45取引日目の時点で普通株式が上場もしくは取引されている証券取引所又は店頭市場が合わせて複数に及ぶ場合には、45取引日の間の出来高の合計額が最も多い証券取引所又は店頭市場を指すものとする。又、当該45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれかの証券取引所又はいずれかの店頭売買有価証券登録原簿に上場又は登録されていない場合は、次に定める算式による1株当たり純資産額をかかるとする。

$$1 \text{株当たり純資産額} = \frac{A}{B} \times \text{直近決算期末発行済普通株式数}$$

A = 直近決算期末における「連結財務諸表の用語・様式及び作成方法に関する規則」に基づき作成される連結財務諸表資本の部合計金額

B = 直近決算期末発行済優先株式の発行価額の総額

なお、上記45取引日目(上場していない場合は直近決算期末翌日から転換開始日。)の間に、転換価額の調整、に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は、転換価額の調整、に準じて調整される。

上記時価の算定は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換価額の修正

転換価額は、平成16年3月31日から平成25年3月31日までの毎年3月31日(以下それぞれ「転換価額修正日」という)における時価に修正されるものとする。但し、当該時価が下限転換価額を下回るときは、下限転換価額を修正後転換価額とする。上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合又はいずれかの店頭売買有価証券登録原簿に登録されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の証券取引所(当該証券取引所又は当該店頭登録有価証券登録原簿を備える証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場(以下「店頭市場」という))における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。なお、かかる45取引日目の時点で普通株式が上場もしくは取引されている証券取引所又は店頭市場が合わせて複数に及ぶ場合には、45取引日の間の出来高の合計額が最も多い証券取引所又は店頭市場を指すものとする。また、当該45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれかの証券取引所またはいず

れかの店頭売買有価証券登録原簿に上場又は登録されていない場合は、次に定める算式による1株当たり純資産額をかかるときの時価とする。

$$1 \text{ 株当たり純資産額} = \frac{A}{B} \times \text{直近決算期末発行済普通株式数}$$

A = 直近決算期末における「連結財務諸表の用語・様式及び作成方法に関する規則」に基づき作成される連結財務諸表資本の部合計金額

B = 直近決算期末発行済優先株式の発行価額の総額

なお、上記45取引日目(上場していない場合は直近決算期末翌日から転換開始日)の間に、転換価額の調整、に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は、転換価額の調整、に準じて調整される。

上記時価の算定は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換価額の調整

転換価額は、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には次に定める算式により調整される外、合併等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}$$

転換価額 転換価額

上記時価の算定は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式数は、以下と通りとする。

$$\text{転換により発行すべき} = \frac{\text{本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

普 通 株 式 数

転換により発行する株式の内容

株式会社和歌山銀行 普通株式

転換の効力発生

転換の効力は、転換請求に要する書類及び本優先株式の株券が転換請求受付場所に到着したときに発生する。但し、本優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

Ⅱ. 普通株式への一斉転換

平成26年3月31日までに転換請求のなかった本優先株式は、平成26年4月

1日(以下「一斉転換日」という)をもって普通株式に一斉転換する。この場合の本優先株式1株の払込金相当額は一斉転換日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合又はいずれかの店頭売買有価証券登録原簿に登録されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の証券取引所(当該証券取引所又は当該店頭売買有価証券登録原簿を備える証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場(以下「店頭市場」という))における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く、以下「時価」という)で除して得られる数の普通株式となる。なお、かかる45取引日目の時点で普通株式が上場もしくは取引されている証券取引所又は店頭市場が合わせて複数に及ぶ場合には、45取引日の間の出来高の合計額がもっとも多い証券取引所又は店頭市場を指すものとする。又、当該45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれかの証券取引所又はいずれかの店頭売買有価証券登録原簿に上場又は登録されていない場合は、次に定める算式による1株当たり純資産額をかかるとする時価とする。

$$1 \text{株当たり純資産額} = \frac{A}{B} \times \text{直近決算期末発行済普通株式数}$$

A = 直近決算期末における「連結財務諸表の用語・様式及び作成方法に関する規則」に基づき作成される連結財務諸表資本の部合計金額

B = 直近決算期末発行済優先株式の発行価額の総額

上記時価の算定の計算は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。但し、当該平均値が126円(以下「下限一斉転換価額」という)を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を下限一斉転換価額で除して得られる数の普通株式となる。なお、本優先株式発行以降、普通株式の併合又は分割が行われた場合には、当該併合又は分割前の下限一斉転換価額を普通株式1株の併合又は分割後の株数で除した価額を、当該併合又は分割後の下限一斉転換価額とする。その普通株式数の算定に当たって1株の百分の1未満の端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

M. 期中転換又は一斉転換があった場合の取扱

本優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求又は一斉転換が4月1日から9月30日になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(3) 金額の算定根拠および当該自己資本の活用方針

イ. 金額の算定根拠

当行では、これまでの不良債権処理により自己資本を大きく毀損した結果、平成13年9月末の自己資本比率は5.45%となりました。国内基準による健全な自己資本の状況の区分にあります。地域のお客様から十分な信認を得られるレベルの自己資本の確保が不可欠との考えから、120億円の公的資金による資本増強を申請するものであります。これにより自己資本比率は平成15年3月期には、8.62%にまで改善されることとなります。

平成13年9月末自己資本比率(実績)

国内基準自己資本比率

$$\frac{143 \text{ 億円(自己資本)}}{2,633 \text{ 億円(リスクアセット)}} = 5.45\%$$

資本増強実施後(平成14年3月期)の自己資本比率(見込み)

国内基準自己資本比率

$$\frac{179 \text{ 億円(自己資本)}}{2,689 \text{ 億円(リスクアセット)}} = 6.66\%$$

(注) 本件申請の無担保転換社債(劣後特約付)が15年3月期で優先株式へ転換された場合の自己資本比率は、8.62%となる見込みです。

ロ. 当該自己資本の活用方針

今回の公的資金の注入により、先行き景気変動による信用リスクの増加などの、外的要因にも十分対処できる安定的な財務基盤の確保が可能になるものと考えております。これにより、地域金融機関として、今後とも地元の個人・中小企業に円滑かつ安定的な資金供給を行い、安定した金融サービスの提供を維持し、さらに地域経済に貢献していきたく考えます。

2. 経営の合理化のための方策

(1) 経営の現状及び見通し

[現在までの推移]

当行は大正10年の創業以来、地元の中小零細企業、個人のお客様への円滑な資金供給と顧客利便性の向上に絶えず努めてまいりました。しかしながら、バブル経済崩壊以降の資産価値の下落、長期にわたる景気停滞は当行の収益構造と資産・負債構造に悪影響を及ぼしました。このような状況を是正するため、数次にわたる短・中期経営計画による改善を経て、平成11年度より同13年度までの「新3ヵ年経営計画」に基づき、強力な営業体制の構築 リテール戦略の強化 資産負債構造の改革による高収益体質の実現 審査管理の強化 人材の育成 等を基本方針として、業務改善にあたり2年半が経過いたしました。なお、この間には、創業80周年(平成13年1月)を迎えることもできました。

特に、上記基本方針のなかで 資産負債構造の改革による高収益体質の実現 に関しコア業務純益20億円～25億円が確保できる構造への転換を図りました。その結果、平成11年度のコア業純は26億円、12年度は25億円、13年度中間期で12億円を計上することができました。

また、資本の増強にも努め、平成12年1月には普通株による第三者割当方式をもって54億円の増資を実施、さらに、平成13年8月に優先株(第三者割当方式)による29億円の増資を実施いたしました。

[決算の推移]

(単位:億円)

	10年3月期	11年3月期	12年3月期	13年3月期	13年9月期
業 務 純 益	55	9	26	1	11
(コア業純)	27	22	26	25	12
不良債権処理	41	71	22	44	15
株式等関係損益	3	6	3	2	40
経 常 利 益	21	64	7	40	46
税引後当期利益	1	38	3	24	45
参考:減損処理					40

(注) コア業純は、一般貸倒引当金繰入額控除前の業務純益に、債券5勘定戻を加減したものの。

経常利益・税引後当期利益欄の 印は損失を表示。

[自己資本比率の推移]

(単位:億円)

	10年3月期	11年3月期	12年3月期	13年3月期	13年9月期
自己資本額	170	144	201	173	143
Tier	165	122	178	152	125
Tier	5	22	22	21	20
リスクアセット	2,869	2,771	2,767	2,661	2,633
自己資本比率	5.94%	5.20%	7.26%	6.52%	5.45%
Tier 比率	5.75%	4.40%	6.45%	5.72%	4.74%

(注) 自己資本比率は国内基準、単体ベース。

[最近期(平成12年度及び13年度中間期)の業容]

当行は、前述の「新3ヵ年経営計画」に沿って抜本的な体質改善を図り、高収益体質の実現に努めてまいりました。

一方、資産の健全性確保のため、不良債権の償却・引当、時価会計への積極的対応を図ってまいりました。その結果、平成12年度は44億円の不良債権処理、平成13年度中間期には有価証券の減損処理を厳格に行い40億円の処理損を計上し、さらに15億円の不良債権処理も実施したことから、平成12年度は経常利益 40億円、当期利益 24億円、平成13年度中間期は経常利益 46億円、中間(当期)利益 45億円となりました。

A. 貸出金の状況

平成12年度の貸出金は、平残で対前年度22億円の増加となりましたが、未残では同19億円の減少となりました。

平成13年度中間期は、景気の一層の停滞感もあり平残では対前年同期比48億円の減少、未残では前年度末からは81億円の減少となりました。

B. 預金の状況

平成12年度の預金は、平残で対前年度27億円の増加、未残でも同15億円の増加となりました。

こうしたなか、当行が掲げる「資産負債構造の改革」の一環として取り組んだ調達(負債)構造の改革に関し、定期性預金のうち高金利資金となる大口定期預金依存体質の改善と、小口安定低金利資金となるスーパー定期の獲得増加に努めた結果、平残で大口定期預金は対前年度56億円の減少、スーパー定期は62億円の増加となり、調達コストの低減に資することができました。

平成13年度中間期は、平残では対前年同期比87億円の減少、未残は前年度末からは3億円の増加となりました。要因として一層の大口定期預金(なかでも、1億円以上の大口定期預金)の構成比率改善に努めた結果、スーパー定期預金は平残で対前年同期比27億円、未残でも31億円の増加をみております。

C. 有価証券の状況

有価証券については、市場動向・預貸金推移などを踏まえて、利回り確保に努めるとともに、流動性・安全性に配慮した投資を行った結果、平成12年度は平残で対前年度25億円の増加、未残は同35億円の減少となりました。

平成13年度中間期は平残で対前年度23億円の増加、未残も同84億円の増加となりました。

[今後の見通し]

今後、本計画に記載する経営合理化策、収益向上策により、経営体質の抜本的改善を図ります。

A. 運用計画

総資産については、中小零細企業向け貸出及び個人ローンを中心に増加を図り、平成17年度の貸出金平残は3,345億円と平成13年度(見込み)対比年平均0.5%の伸びを見込んでおります。

B. 収益計画

平成13年度では、業務純益(一般貸倒引当金繰入前)は26億円を見込んでおりますが、本計画に記載する経営合理化策及び収益向上策から、14年度以降拡大し、平成17年度には、40億円程度を見込んでおります。

C. 不良債権処理の見通し

平成14年3月期の不良債権処理損失額は、企業業績の低迷や担保の下落等の要因が見込まれることから、約60億円程度を見込んでおります。当該不良債権処理見込み額は、より保守的な見地から、突発的倒産に伴う不良債権が発生することを想定した、業績の下振れリスクを織り込んだ計数としております。また、今年度において、予防的引当を含む積極的な処理を実施し、資産内容の健全化を図る方針です。

不良債権処理損失額の見通し

(単位:億円)

14/3 月期	15/3 月期	16/3 月期	17/3 月期	18/3 月期
61	25	23	22	21

不良債権比率(リスク管理債権 / 貸出金残高)については、以下のとおりです。

13/3 月期	13/9 月期
12.13%	13.00%

今後、不良債権の最終処理をすすめ、不良債権比率の改善を図ります。

与信費用比率(不良債権処分損 / 貸出金平残)については、以下のとおりです。

13/3 月期	14/3 月期	15/3 月期	16/3 月期	17/3 月期	18/3 月期
1.50%	1.92%	0.76%	0.70%	0.66%	0.63%

平成14年3月期に積極的な不良債権処理を実施することにより、15年3月期以降の与信費用比率は、徐々に低下していく見込みです。

D. 経費及び税引後当期利益の見通し

経費については、後述の施策により、下記のとおり見込んでおります。

(単位:億円)

14/3 月期	15/3 月期	16/3 月期	17/3 月期	18/3 月期
68	67	65	64	61

以上の結果、税引後当期利益の見通しは、平成14年3月期は、91億円となり、15年3月期以降、下記のとおり、利益が徐々に拡大する見込みです。

税引後当期利益の見通し

(単位:億円)

14/3月期	15/3月期	16/3月期	17/3月期	18/3月期
91	8	12	15	23

E. 自己資本比率の見通し

平成13年9月末の自己資本比率は、5.45%でしたが、本件申請により、14年3月期は、6.66%となり、15年3月期で優先株式へ転換された場合の自己資本比率は、8.62%となる見込みです。

(図表1-1)収益動向及び計画

	13/3月期 実績	13/9月期 実績	14/3月期 見込み	15/3月期 計画	16/3月期 計画	17/3月期 計画	18/3月期 計画
(規模)＜資産、負債は平残、資本勘定は未残＞ (億円)							
総資産	4,393	4,314	4,195	4,291	4,322	4,354	4,385
貸出金	3,347	3,305	3,279	3,295	3,312	3,328	3,345
有価証券	464	476	498	475	480	485	490
特定取引資産							
繰延税金資産<未残>	59	60	60	60	60	60	60
総負債	4,192	4,134	4,050	4,111	4,098	4,120	4,138
預金・NCD	4,135	4,067	4,036	4,052	4,069	4,085	4,101
債券							
特定取引負債							
繰延税金負債<未残>							
再評価に係る繰延税金負債<未残>	4	4	4	4	4	4	4
資本勘定計	160	130	95	224	234	247	267
資本金	53	67	67	127	127	127	127
資本準備金	41	56	56	82	82	82	82
利益準備金	7	7	7	0	0	0	1
再評価差額金	6	5	5	5	5	5	5
その他有価証券評価差額金		11					
剰余金	51	6	41	8	18	31	50
(収益)							
業務粗利益	80	47	94	100	100	101	104
資金運用収益	109	52	102	104	105	106	121
資金調達費用	11	4	7	5	5	5	17
役務取引等利益	0	0	0	0	0	0	0
特定取引利益							
その他業務利益	17	0	0	0	0	0	0
国債等債券関係損()益	18	0	0				
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	7	12	26	32	34	37	42
業務純益	1	11	24	32	34	37	42
一般貸倒引当金繰入額	6	1	1				
経費	72	35	68	67	65	64	61
人件費	44	21	41	39	37	35	33
物件費	25	12	24	26	26	26	26
不良債権処理損失額	44	15	61	25	23	22	21
株式等関係損()益	2	40	53				
株式等償却		40	53				
経常利益	40	46	91	8	13	16	23
特別利益	0	1	1	0	0	0	0
特別損失	2	1	1	0	0	0	0
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	0	0	0
法人税等調整額	17	1					
税引後当期利益	24	44	91	8	12	15	23
(配当) (億円、円、%)							
配当可能利益	42			7	15	25	41
配当金(中間配当を含む)	1			2	2	2	2
1株当たり配当金(注1)	3.0						
配当率(優先株<公的資金分>)				1.3	1.3	1.3	1.3
配当率(優先株<その他>)				2.0	2.0	2.0	2.0
配当性向				26.05	17.52	14.12	9.52
(経営指標) (%)							
資金運用利回(A)	2.64	2.53	2.50	2.50	2.51	2.51	2.88
貸出金利回(B)	3.00	2.94	2.92	2.93	2.93	2.93	3.34
有価証券利回	1.68	1.26	1.20	1.25	1.25	1.25	1.43
資金調達原価(C)	2.05	1.96	1.90	1.82	1.77	1.72	1.96
預金利回(含むNCD)(D)	0.25	0.20	0.17	0.12	0.12	0.12	0.42
経費率(E)	1.76	1.72	1.70	1.67	1.61	1.57	1.51
人件費率	1.07	1.03	1.01	0.96	0.90	0.85	0.80
物件費率	0.61	0.59	0.61	0.64	0.65	0.65	0.64
総資金利鞘(A)-(C)	0.59	0.57	0.60	0.68	0.74	0.79	0.92
預資金利鞘(B)-(D)-(F)	0.99	1.02	1.05	1.14	1.20	1.24	1.41
非金利収入比率(注2)	22.17	0.71	0.21	0.51	0.56	0.57	0.60
ROE(一般貸倒引前業務純益/資本勘定<平残>)	4.41	16.96	20.37	20.19	15.21	15.36	16.69
ROA(一般貸倒引前業務純益/総資産<平残>)	0.17	0.57	0.62	0.75	0.80	0.85	0.98

(注1)普通株の配当については、今後の業績の状況により検討してまいります。

(注2)非金利収入比率は、「(業務粗利益 - 資金利益) ÷ 業務粗利益」で算出してあります。

(図表1 - 2)収益動向(連結ベース)

	13/3月期 実績	13/9月期 実績	14/3月期 見込み
(規模)<未残>			(億円)
総資産	4,315	4,309	4,190
貸出金	3,347	3,266	3,240
有価証券	398	492	514
特定取引資産			
繰延税金資産	58	55	55
少数株主持分	6	6	6
総負債	4,151	4,172	4,088
預金・NCD	4,079	4,081	4,050
債券			
特定取引負債			
繰延税金負債			
再評価に係る繰延税金負債	4	4	4
資本勘定計	157	130	95
資本金	53	67	67
資本準備金	41	56	56
再評価差額金	6	5	5
その他有価証券評価差額金		11	
連結剰余金	57	13	34
自己株式	0	0	0

	(億円)		
(収益)			
経常収益	131	58	113
資金運用収益	110	52	102
役務取引等収益	9	4	7
特定取引収益			
その他業務収益	5	0	0
その他経常収益	5	0	1
経常費用	171	100	199
資金調達費用	11	4	7
役務取引等費用	5	2	7
特定取引費用			
その他業務費用	27	2	2
営業経費	72	35	68
その他経常費用	54	55	112
貸出金償却	1	1	1
貸倒引当金繰入額	50	11	56
一般貸倒引当金純繰入額	6	0	0
個別貸倒引当金純繰入額	44	11	56
経常利益	39	41	86
特別利益	0	0	1
特別損失	0	0	1
税金等調整前当期純利益	41	41	86
法人税、住民税及び事業税	0	0	0
法人税等調整額	15	2	2
少数株主利益	0	0	0
当期純利益	26	43	89

(図表2)自己資本比率の推移 ... (国内基準)

(単体)

(億円)

	13/3月期 実績	13/9月期 実績	14/3月期 見込み	15/3月期 計画	16/3月期 計画	17/3月期 計画	18/3月期 計画
資本金	53	67	67	127	127	127	127
うち普通株式	53	53	53	53	53	53	53
うち優先株式(非累積型)		14	14	74	74	74	74
優先出資証券							
資本準備金	41	56	22	82	82	82	82
利益準備金	7	7		0	0	1	2
その他有価証券の評価差損		11					
任意積立金	49	5		4	14	26	44
次期繰越利益	1			1	1	1	1
その他							
Tier 計	152	125	89	216	226	238	258
(うち税効果相当額)	(59)	(60)	(60)	(60)	(60)	(60)	(60)
優先株式(累積型)							
優先出資証券							
永久劣後債			68				
永久劣後ローン							
有価証券含み益							
土地再評価益	5	4	4	4	4	4	4
貸倒引当金	16	16	16	17	17	17	17
その他							
Upper Tier 計	21	20	89	21	21	21	21
期限付劣後債							
期限付劣後ローン							
その他							
Lower Tier 計							
Tier 計	21	20	89	21	21	21	21
Tier							
控除項目	0	2	0	0	0	0	0
自己資本合計	173	143	179	237	247	259	279

(億円)

リスクアセット	2,661	2,633	2,689	2,749	2,769	2,789	2,809
オンバランス項目	2,637	2,610	2,664	2,724	2,744	2,764	2,784
オフバランス項目	24	22	25	25	25	25	25
その他							

(%)

自己資本比率	6.52	5.45	6.66	8.62	8.94	9.31	9.94
Tier 比率	5.72	4.74	3.34	7.85	8.17	8.54	9.17

(図表2)自己資本比率の推移 ... (国内基準)

(連結)

(億円)

	13/3月期 実績	13/9月期 実績	14/3月期 見込み	15/3月期 計画	16/3月期 計画	17/3月期 計画	18/3月期 計画
資本金	53	67	67	127	127	127	127
うち普通株式	53	53	53	53	53	53	53
うち優先株式(非累積型)		14	14	74	74	74	74
優先出資証券							
資本準備金	41	56	21	81	81	81	81
その他有価証券の評価差損 為替換算調整勘定		11					
剰余金	55	12	1	8	18	30	49
その他	6	6	2	2	2	2	2
Tier 計 (うち税効果相当額)	156 (58)	131 (55)	94 (56)	220 (56)	230 (56)	242 (56)	262 (56)
優先株式(累積型)							
優先出資証券							
永久劣後債			72				
永久劣後ローン							
有価証券含み益							
土地再評価益	5	4	4	4	4	4	4
貸倒引当金	16	16	16	17	17	17	17
その他							
Upper Tier 計	22	20	94	21	21	21	22
期限付劣後債							
期限付劣後ローン							
その他							
Lower Tier 計							
Tier 計	22	20	94	21	21	21	22
Tier							
控除項目	0	2	0	0	0	0	0
自己資本合計	178	150	187	241	252	274	293

(億円)

リスクアセット	2,710	2,648	2,703	2,763	2,783	2,803	2,823
オンバランス項目	2,686	2,625	2,678	2,738	2,758	2,778	2,798
オフバランス項目	24	22	25	25	25	25	25
その他							

(%)

自己資本比率	6.57	5.68	6.95	8.74	9.05	9.42	10.05
Tier 比率	5.78	4.97	3.48	7.97	8.29	8.66	9.28

(2) 業務再構築のための方策

イ. 経営戦略

(イ) これまでの経営戦略とリストラ実施状況

当行では平成11年3月に新3ヵ年経営計画を策定し、安定的に年間20～25億円のコア業務純益を確保できる収益体質を確定させた上で、経営理念である「地域とともに繁栄・発展する銀行」を実践し、地域のお客様からベストパートナーとして認められる地域密着型の銀行を指向することを長期ビジョンとしています。

(平成11年3月策定の新3ヵ年経営計画)

<メインテーマ>
安定的収益の確保

<基本方針>

1. 強力な営業体制の構築
2. リテール戦略の強化
3. 資産負債構造の改革による高収益体質の実現
4. 審査管理の強化
5. 人材の育成、強化

他方で、リストラ実施策としては、店舗の再構築と人件費圧縮の二分野で対応を図ってまいりました。店舗の再構築に関しましては、比較的早い時期から短・中期経営計画のもとで、顧客サービスに影響が出ないように配慮しつつ着手してまいりました。平成5年3月に48カ店であった支店を平成6年には、うち8カ店を出張所化し、支店数を40としたのを初めとして、県外店舗を主体に削減を続け、平成13年10月時点では支店数は38(他に出張所4)と削減し、固定費の圧縮に努めてまいりました。また、役員報酬についても平成4年10月から10%減額、平成6年6月から役員賞与については支給していません。また従業員の役職手当は、平成6年1月からは10%減額、平成7年4月からベースアップを0としています。物件費に関しましては、投資すべき機械化投資等はその優先順を見極めつつ、計画的に実施し、抑制方針を堅持してまいりました。とりわけ、物件費の抑制を維持し、物件費率につきましては、第二地銀平均を下回っております。

このような資産、負債構造の改善努力の結果、直近では年間25億円前後のコア業務純益を安定的に維持できる収益体質を構築しております。しかしながら、ローコスト経営への転換という抜本的なリストラ策については、今後の課題として残りました。

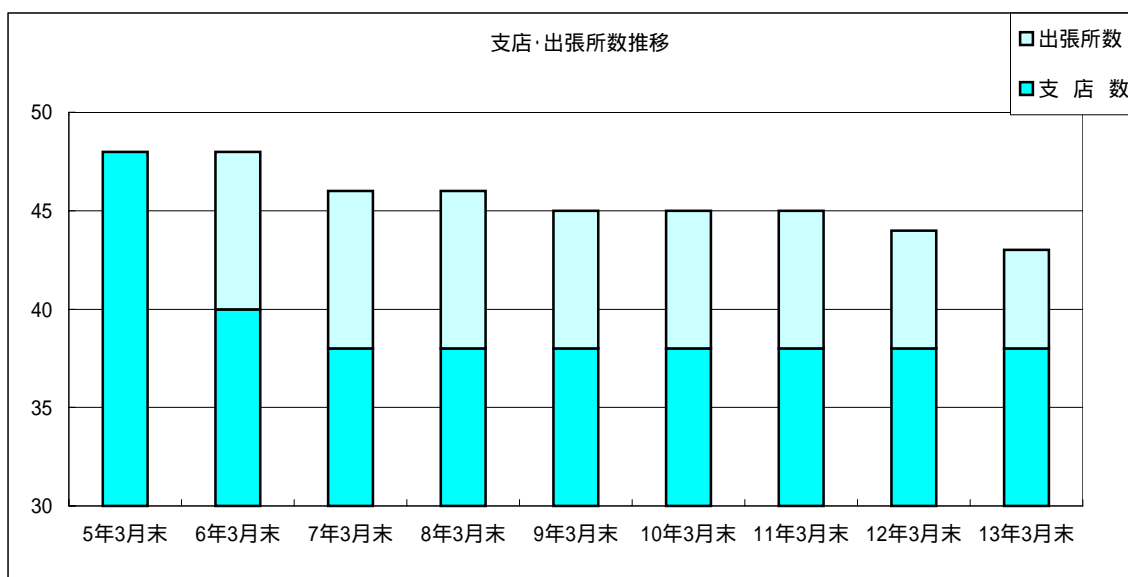
<平成11年4月からの経営計画に基づく主要施策>

1. 店舗の再構築
堺支店と百舌鳥支店の統合(平成11年9月)
貴志川出張所の支店昇格及び位置変更(平成11年11月)
御坊支店の位置変更(平成11年11月)
泉南出張所の廃止(12年9月)
高松出張所の廃止(13年9月)
河西出張所の廃止(13年9月)
2. 本部機構の再構築
平成11年4月 本部機構のスリム化を目的として、人事部と総務部の統合、 外国部を審査部へ統合
平成12年4月 コンプライアンス室及び資産査定課の新設(独立部署の設 置)
平成13年4月 内部管理態勢の強化を目的として、リスク管理課等を新設 し、事務企画部門の拡充と集中業務の促進を図るため、夫々、事務企画課と業 務統括課を新設
3. 事務の効率化の促進
オープン出納機等の導入(平成11年6月から順次導入)
FAX・OCRシステムの導入(平成12年9月導入完了)
グループウェアを導入(平成11年3月に導入し、順次、機能拡充)

【店舗再構築の推移】

年 月	内 容(リストラ店舗数)
平成6年1月	7支店を出張化(大阪南部(1)、和歌山市(3)、和歌山北部(2)、和歌山南部(1))
平成6年2月	大阪北部の1支店出張化
平成6年4月	2支店の廃止(大阪北部(1)、大阪南部(1))
平成8年4月	大阪北部の1支店を出張化
平成11年9月	大阪北部の1支店廃止
平成11年11月	和歌山北部1出張所の支店昇格及び位置変更の実施
平成11年11月	大阪南部の1支店の位置変更
平成12年9月	大阪南部の1出張所の廃止
平成13年10月	和歌山市の2出張所の廃止

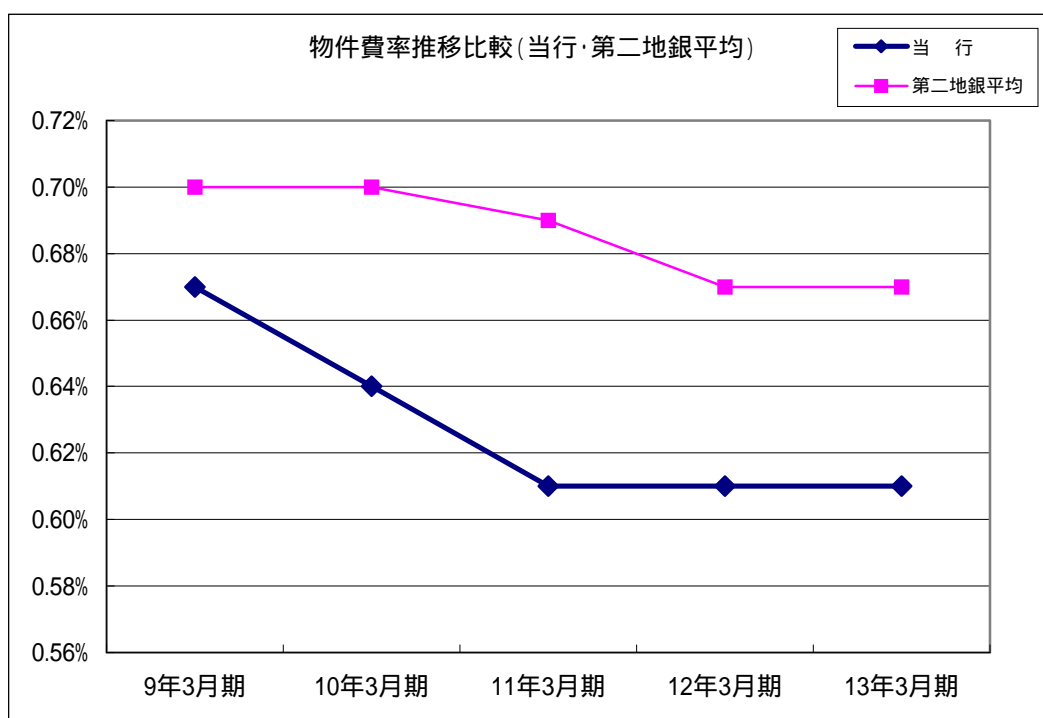
【支店・出張所数推移】



	5年3月末	6年3月末	7年3月末	8年3月末	9年3月末	10年3月末	11年3月末	12年3月末	13年3月末
支店数	48	40	38	38	38	38	38	38	38
出張所数	0	8	8	8	7	7	7	6	5
店舗数全体	48	48	46	46	45	45	45	44	43

(注)5年3月期は、店舗数のピーク時です。

【物件費率推移】



	9年3月期	10年3月期	11年3月期	12年3月期	13年3月期
当行	0.67%	0.64%	0.61%	0.61%	0.61%
第二地銀平均	0.70%	0.70%	0.69%	0.67%	0.67%

(ロ)今後の経営戦略

< 当行の目指す姿 >

経営体質の抜本的改善

個人及び中小零細企業への一層の特化、高収益貸出金の拡充

顧客階層別渉外体制
顧客ニーズに応じた渉外活動に改善
特に、融資推進活動強化店舗に対する、専担者等の配置
渉外支援システムによる情報装備及び業務効率化
CRMシステムによる顧客情報の集約
保証付き高利回りカードローン等の発売



信用リスク管理の強化

初動審査体制、中間管理体制の充実・強化
不良債権回収強化、早期処理
信用リスク委員会の新設
業況不芳先、要管理先に対する経営支援プロジェクトチームの新設



内部管理態勢の強化

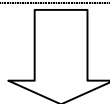
内部事務の堅確性を強化
相互牽制機能の充実
内部監査の充実
コンプライアンス態勢の充実

ローコスト経営の徹底

店舗再編
43店舗 37店舗体制
(33支店 4出張所)
人員 676名 544名
(17年3月期 未残人員)
営業店後方事務のセンター集
中化(債権書類の集中等)
テレマーケティングによる本部
サポート強化
関連会社機能を用いた専門職
の活用

組織風土刷新

新人事制度導入
成果、能力に基づいた人事
評価



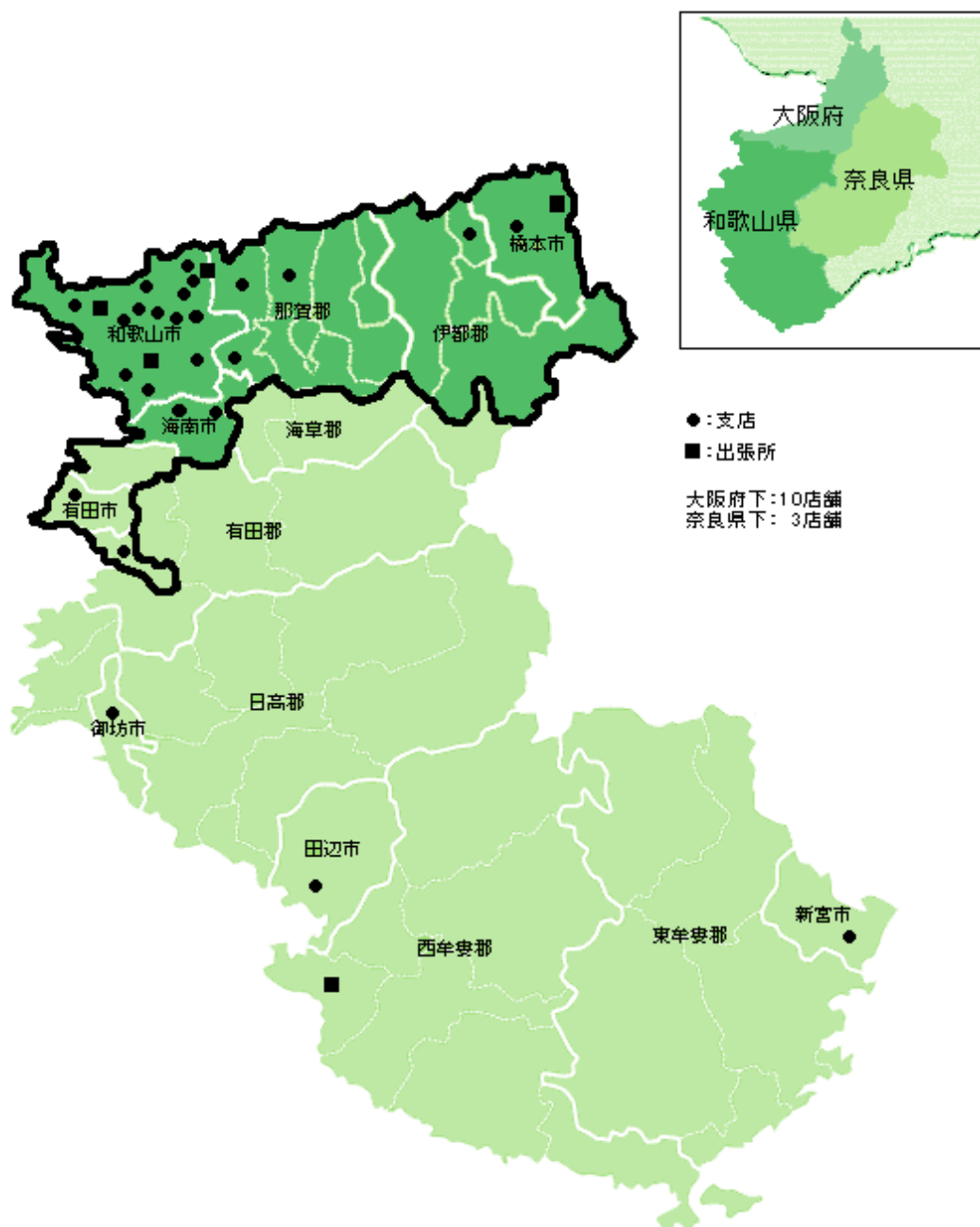
財務体質の強化・自己資本の充実

A. 当行の営業エリア

当行の店舗は、和歌山市を中心に和歌山県北部、中南部、大阪北部、及び奈良県に配置しております。とりわけ、下記【主要営業エリア(太枠内エリア)】のとおり、和歌山県内において人口が集中しております和歌山市周辺地域及び人口増加が著しい和歌山県北部地域に重点的に店舗を配置しております。

(平成13年9月末現在 当行店舗数は38支店・5出張所 内当該地域22支店・4出張所)

【主要営業エリア図(太枠内エリア)】



当行のこれまでの店舗運営は、運用・調達店舗という位置付けはあったものの、顧客階層別の推進体制が明確でなく、一律的な推進体制となっておりました。また、渉外担当者につきましても、預貸金の併進活動体制としておりましたが、よりお客様

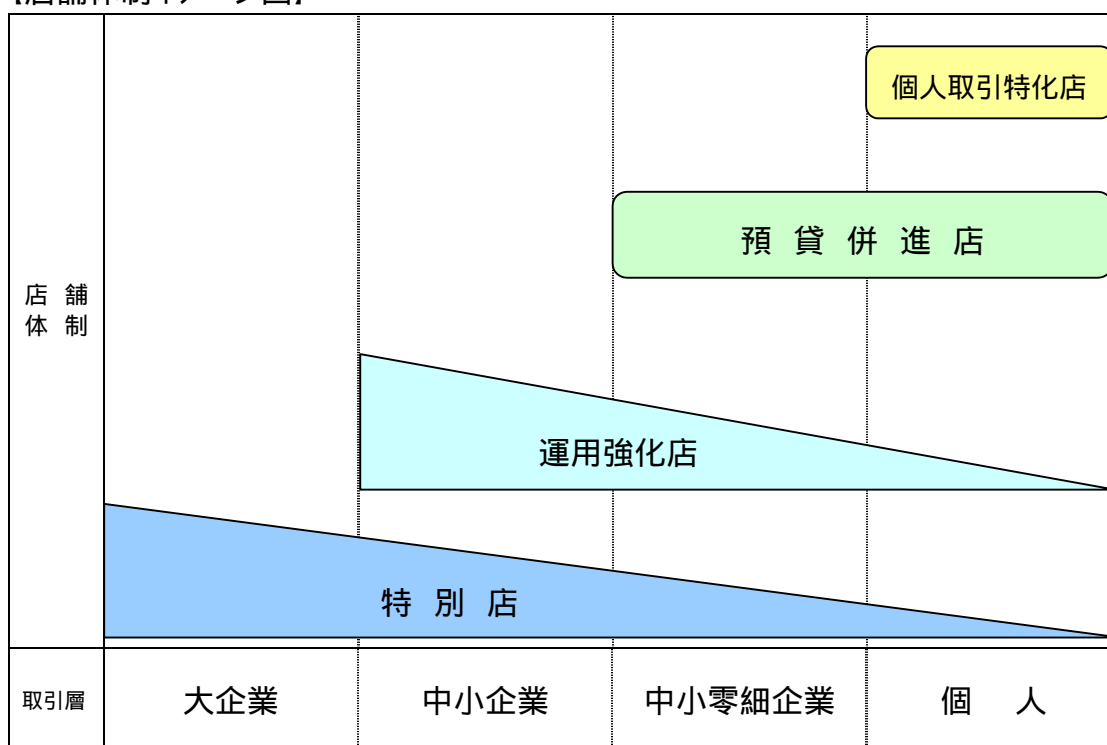
ニーズに合致した商品およびサービスの提供を図るため、以下の店舗運営及び渉外体制を実施してまいります。

B. 店舗営業体制の改革

店舗営業施策につきましては、店質、地域性を考慮し、貸出金推進の観点から特別店、運用強化店、預貸併進店、個人取引特化店の4形態に分類いたします。

特別店	…事業融資に特化
運用強化店	…中小零細事業融資、個人ローンに特化
預貸併進店	…中小零細事業者からの資金需資に対応
個人取引特化店	…住宅ローン等の個人ローンに特化

【店舗体制イメージ図】



C. 渉外配置体制の改革

上記店舗営業体制に併せて、市場性、顧客階層別に応じた配置体制の導入を図ってまいります。

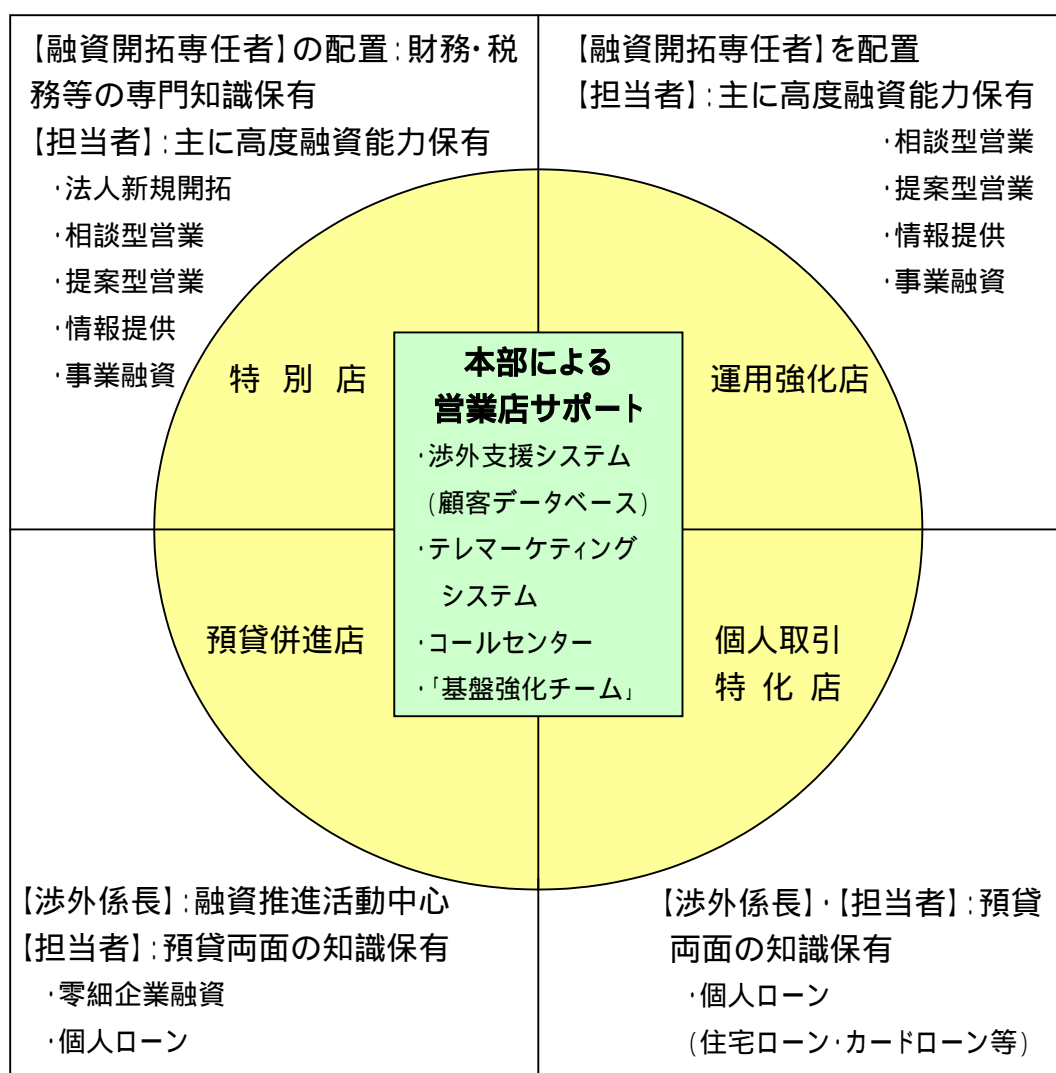
具体的には、運用面におきまして、特別店及び運用強化店舗には、財務・税務等専門知識を有した融資開拓専任者を配置し、主に法人、個人事業先の新規開拓融資を重点においた活動を実施してまいります。預貸併進店舗においては、渉外担当係長の活動を融資推進活動中心に特化し、融資基盤の拡充に努めてまいります。個人取引強化店舗における渉外担当者の活動は、個人取引に特化し、個人ローンを中心に営業を推進してまいります。一方、調達面については、当行の強みである小口預金推進を主に基盤拡充・強化に努めてまいります。

D. 本部による営業支援体制

本部コールセンターの業務拡充整備を図り、お客様の資金需資に対し、スピーディーに対応するとともに、営業店の事務処理負担を軽減させる体制を構築いたします。

渉外支援体制としては、「渉外支援システム(顧客データベース)」及び「テレマーケティングシステム」の充実を図ります。また、店舗周辺地域の基盤再構築のため、本部に「基盤強化チーム」を設置し、支店の営業活動を支援する体制とします。当該チーム構成員は、支店長経験者等を選抜し、3名から5名を1班として3ヶ月から6ヶ月駐在し、指導に当る方針であります。

【渉外体制イメージ図】



【地域別、店質別グループに基づく店舗一覧】

地域別 店質別		地域別グループ				
		(A) 和歌山市・ 周辺地域	(B) 和歌山県 北 部	(C) 和歌山県 中 南 部	(D) 大阪北部・ 奈良県2店	(E) 大阪南部
店 質 別 グ ル ー プ	特 別 店 2店舗	1店舗			1店舗	
	運 用 強 化 店 4店舗			1店舗	2店舗	1店舗
	預 貸 併 進 店 12店舗	6店舗		1店舗	2店舗	3店舗
	個人取引特化店 15店舗	7店舗	4店舗	3店舗		1店舗
	合 計	14店舗	4店舗	5店舗	5店舗	5店舗

(注1)出張所(有人)は、除いております。

(注2) の「和歌山市・周辺地域」は、エリア営業を試行予定。

【店舗グループ別重点商品】

店舗グループ	取 扱 商 品		
	重点商品	13年度下期からの 新規重点商品	全 般
特 別 店	事業融資	スモールビジネスローン	(中小零細)事業融資・ 個 人 ロ ー ン
運 用 強 化 店	零細事業融資 個人ローン	スモールビジネスローン プロパー型住宅ローン	
預 貸 併 進 店	零細事業融資 個人ローン	スモールビジネスローン プロパー型住宅ローン 新型カードローン 等	
個人取引特化店	個人ローン	プロパー型住宅ローン 新型カードローン 等	
(出 張 所)	個人ローン	プロパー型住宅ローン 新型カードローン 等	

ロ. リストラ計画

(イ)人件費

定例給与・賞与水準及び人員の更なる削減を実施し、ローコスト経営への転換を目指してまいります。その結果、平成18年3月期における平成13年3月期比較では、人件費総額は 26.05%、平均給与月額 は 9.50%の削減を計画しております。

A. 定例給与・賞与の見直し

定例給与・賞与の見直しにつきましては、人事制度の見直しを実施いたします。現行制度では、年功による人件費の自動膨張が進み、個人の業績に見合った公平な配分は困難であるため、複線型の人事制度、年功的要素を排除した給与体系、成果重視の評価制度、役職定年制度の導入について改定いたします。

複線型人事制度

担当職務や勤務地の制限を設けず管理職を目指す「総合職」と、職務と勤務地を限定し事務の指導者を目指す「事務職」に分けて処遇。

年功的要素を排除した給与制度

定期昇給を廃止し、「職責給」を導入

職責給とは、年功にとらわれず、職務内容とその成果に応じて水準が上下

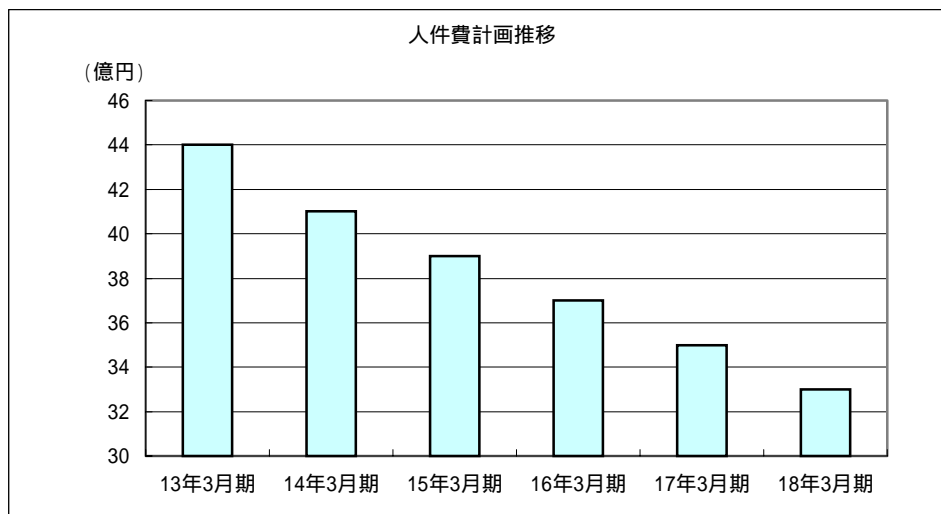
成果重視の評価制度

目標達成度により評価する「成果評価」と発揮能力を評価する「能力評価」を柱とし、成果重視の評価制度に改定

役職定年制度の導入

上記制度の導入・実施により、公正・公平な資源分配が可能であり、適正な人件費維持が図られます。また、賞与につきましても、限られた資源内にて、公正・公平に分配する方針であります。

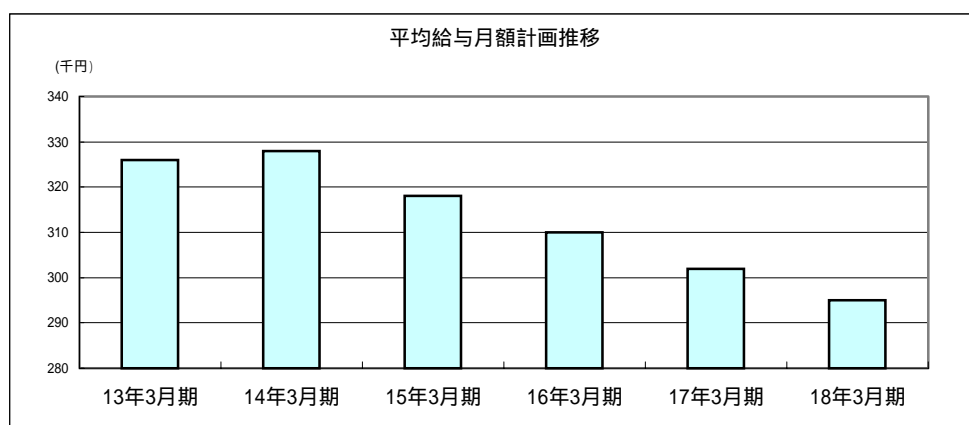
【人件費計画推移】



(単位:億円)

	13年3月期	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期
人件費	44	41	39	37	35	33
対13年3月期比削減率(%)		8.13	12.61	17.09	21.57	26.05

【平均給与月額計画推移】



(単位:千円)

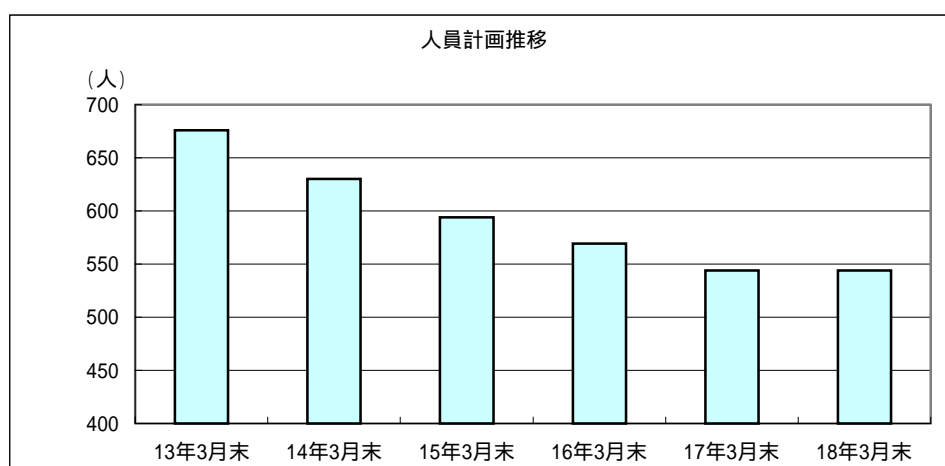
	13年3月期	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期
平均給与月額	326	330	318	310	302	295
対13年3月期比削減率(%)		1.22	2.45	4.90	7.36	9.50

(注)平成13年3月末の当行平均年齢は、35歳0月です。

B. 人員の見直し

人員については、営業店業務の効率化、債権書類管理等の本部集中化及び事務の効率化を早期に構築しつつ、個別店舗の立地条件、収益状況及び成長性等を考慮した店舗数の見直し、並びに新規採用人員の検討、早期退職優遇制度の実施、役職定年制度及び行員、及び出向者の転籍等のリストラ策を実施することにより、平成18年3月末人員を544名(平成13年3月末人員676名から132名削減(削減率 19.52%))の体制といたします。

【人員計画推移】



(単位:人)

	13年3月末	14年3月末	15年3月末	16年3月末	17年3月末	18年3月末
人員	676	630	594	569	544	544
対13年3月期比削減率(%)		6.80	12.13	15.82	19.52	19.52

C. 役員数と役員報酬の削減

現在の取締役数7名は、第二地銀でも最低の人員数に抑制されていますが、これをさらに18年3月には、5名まで削減いたします。

役員報酬・賞与及び退職慰労金は、抑制することにより内部留保の拡大の一助としたいと考えております。

(ロ) 物件費

物件費の基本方針としては、今後ますます増加してくると予想されるお客様のニーズへの対応及び上述しました営業店の効率化を実施するためには、機械化の導入は欠かせないものであり、それに伴う物件費の積み上げは止むを得ないものと認識しております。しかし、その他の機械化以外の物件費につきましては、厳格な見直しを実施いたします。具体的施策としましては、以下の施策を実施してまいります。

【経費節減施策】

店舗の見直しによる節減

・店舗統廃合

・支店の出張所化

体育クラブ等の見直し

厚生費関係の見直し

広告宣伝費の見直し

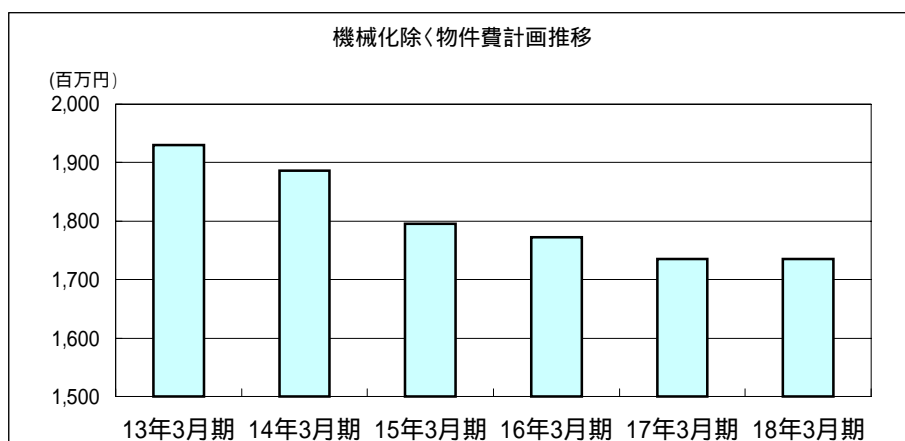
・コマーシャル関係等

帳票類、印刷物の見直し

店舗営繕費の圧縮

その他恒常的費用の削減(郵便費、電話、給水光熱費等)等

【機械化除く物件費計画推移】



(単位: 百万円)

機械化除く 物件費	13年3月期	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期
		1,930	1,886	1,795	1,772	1,735
対13年3月期比削減率(%)		2.27	6.99	8.18	10.10	10.10

(八)店舗数

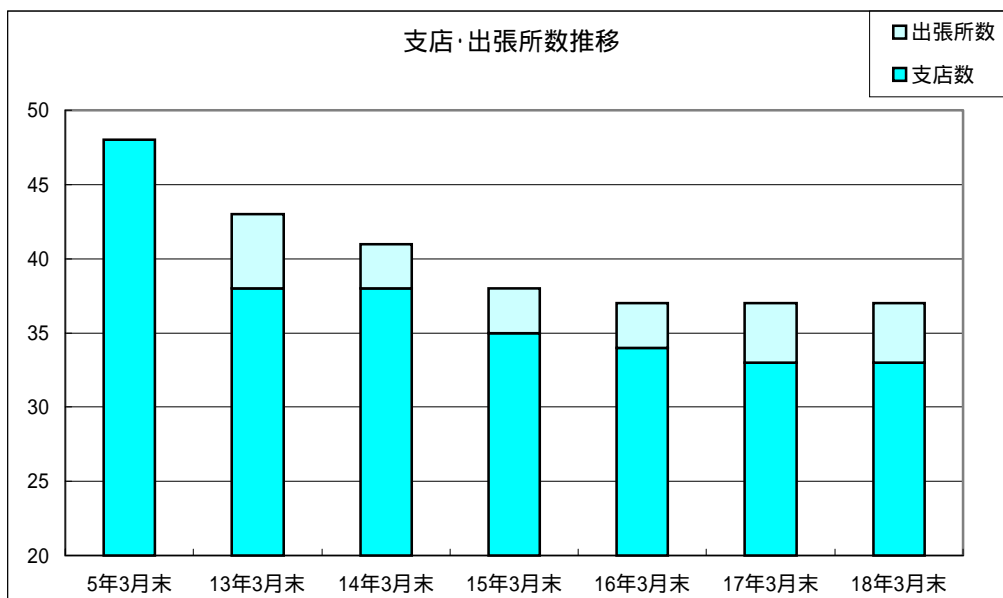
店舗のリストラにつきましては、個別店舗周辺地域のお客様の利便性や動向及び店舗の収益性・成長性等を検討し、店舗統合・廃止、支店の出張所化、無人出張所化(ATMコーナーのみを配置)を下記のとおり実施し、効率的営業体制の構築を図ってまいります。

【店舗リストラ計画】

	5 / 3月末 (ピーク時)	13 / 3月末 実績	14 / 3月末 計画	15 / 3月末 計画	16 / 3月末 計画	17 / 3月末 計画
(A)和歌山市及び 周辺地域	19支店	16支店 3出張所	16支店 1出張所	14支店 2出張所	14支店 1出張所	14支店 1出張所
(B)和歌山県北部	6支店	5支店 1出張所	5支店 1出張所	5支店	4支店 1出張所	4支店 1出張所
(C)和歌山県中南部	6支店	5支店 1出張所	5支店 1出張所	5支店	5支店	5支店
(D)大阪府北部及び 奈良県2店舗	9支店	6支店	6支店	6支店	6支店	5支店 1出張所
(E)大阪府南部	8支店	6支店	6支店	5支店 1出張所	5支店 1出張所	5支店 1出張所
リストラ後の店舗体制	48支店 0出張所 計48店舗	38支店 5出張所 計43店舗	38支店 3出張所 計41店舗	35支店 3出張所 計38店舗	34支店 3出張所 計37店舗	33支店 4出張所 計37店舗

出張所には無人出張所(ATM設置のみ)を除いております。

【支店・出張所数計画推移】



	5年3月末	13年3月末	14年3月末	15年3月末	16年3月末	17年3月末	18年3月末
支店数	48	38	38	35	34	33	33
出張所数	0	5	3	3	3	4	4
店舗数全体	48	43	41	38	37	37	37

(注)5年3月期は、店舗数のピーク時です。

(図表6)リストラ計画

	13/3月末 実績	13/9月末 実績	14/3月末 見込み	15/3月末 計画	16/3月末 計画	17/3月末 計画	18/3月末 計画
(役職員数)							
役員数 (人)	9	10	10	9	9	9	8
うち取締役(()内は非常勤) (人)	6 (1)	7 (1)	7 (1)	6 (1)	6 (1)	6 (1)	5 (1)
うち監査役(()内は非常勤) (人)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)
従業員数(注) (人)	676	668	630	594	569	544	544

(注)事務職員、庶務職員合算。在籍出向者を含む。嘱託、パート、派遣社員は除いております。

(国内店舗・海外拠点数)

	13/3月期 実績	13/9月期 実績	14/3月期 見込み	15/3月期 計画	16/3月期 計画	17/3月期 計画	18/3月期 計画
国内本支店(注1) (店)	38	38	38	35	34	33	33
海外支店(注2) (店)	0	0	0	0	0	0	0
(参考)海外現地法人 (社)	0	0	0	0	0	0	0

(注1)出張所、代理店、インスタブランチ、払込専門支店、共同利用ATM管理専門支店を除いております。

(注2)出張所、駐在員事務所についても設置しておりません。

	13/3月期 実績	13/9月期 実績	14/3月期 見込み	15/3月期 計画	16/3月期 計画	17/3月期 計画	18/3月期 計画
(人件費)							
人件費 (百万円)	4,463	2,114	4,100	3,900	3,700	3,500	3,300
うち給与・報酬 (百万円)	2,796	1,311	2,757	2,476	2,327	2,203	2,159
平均給与月額 (千円)	326	326	330	318	310	302	295

(注)平均年齢 35.0歳(平成13年3月末)。

(役員報酬・賞与)

役員報酬・賞与 (百万円)	78	48	99	88	85	85	76
うち役員報酬 (百万円)	76	47	97	87	85	85	76
役員賞与(注1) (百万円)	2	1	2	0			
平均役員(常勤)報酬・賞与 (百万円)	11	6	13	13	13	13	13
平均役員退職慰労金(注2) (百万円)				10			25

(注1)使用人兼務の場合、使用人部分を含んでおります。なお、利益処分による役員賞与はありません。

(注2)役員退職慰労金は、現時点において想定される当該年度の退職役員に対する支払予定額を基礎として算出しております。

(物件費)

物件費 (百万円)	2,550	1,250	2,488	2,634	2,645	2,679	2,655
うち機械化関連費用(注) (百万円)	620	259	602	839	873	944	920
除く機械化関連費用 (百万円)	1,930	991	1,886	1,795	1,772	1,735	1,735

(注)リース等を含む実質ベースで記入しております。

八. 子会社・関連会社の収益等の動向

(イ) 子会社・関連会社設立の目的と管理の状況

A. 設立の目的

地域社会のお客様の多様化するニーズに即応し、適切な金融サービスを提供することにより、和歌山銀行グループ全体で地域金融機関の使命を全うしていくとともに、銀行業務の効率化及び事務の厳格性と円滑化を高めることを目的として設立しております。

B. 管理の状況

当行では、「関連会社管理規程」を制定し、子会社・関連会社の基本的事項に関する統括は人事総務部が担当し、各社毎に所管部署(和銀ビジネスサービス及び和歌山地所は人事総務部庶務課、和銀ファイナンスは審査部、和歌山ミリオンカードは営業推進部)を決めております。

また、子会社・関連会社における業務の健全かつ適切な運営を確保し、不正過誤を防止することを目的に、「関連会社検査規程」を制定し、当行リスク監査部が検査を実施しております。

(ロ) 子会社・関連会社の収益等の状況

当行は平成11年3月期決算から連結会社を含めた連結決算を実施し、連結ベースでの収益及びリスク管理を行っております。

A. 和銀ビジネスサービス(株)

平成2年8月に当行の100%出資により設立し、帳票印刷・管理業務、事務用品販売業務及び当行本社ビル・事務センタービルの管理を主な事業としております。当行の業務のうち、単純業務を移行し事務処理の効率化を図っております。今後の課題は、当行関連以外の売上の増加及び当行のさらなる事務の効率化による受け皿的機関としての機能の充実であります。

B. 和銀ファイナンス(株)

平成2年8月に、当行の5%出資にて貸金業務、住宅ローン等の保証業務を主業務として設立いたしました。業績につきましては、設立当初は順調に推移しましたが、平成5年頃から不動産融資の延滞が増加しました。資産の劣化に対し、平成8年4月から平成12年3月までの4年にわたる再建支援計画を樹立し、また当行貸付金債権の一部放棄等支援した結果、現在、同社に対し、十分な引当処理を実施済みであります。

今後は、住宅ローン保証等を中心とした安定的な収益を確保できるよう引続き支援体制を維持してまいります。

C. 和歌山ミリオンカード(株)

平成2年8月に当行の5%出資により設立いたしました。ローン保証業務、金銭の貸付、クレジットカード(ミリオンカード)取扱業務を主業務としております。今後も、加

盟店業務の拡大、ICカード等の取扱に対処し、売上高等の更なる拡大を目指します。

D. 和歌山地所(株)

昭和35年3月に設立し、損害保険代理店業務、動産・不動産賃貸業務、清掃管理業務を主な事業としております。当行が賃貸している社宅等の賃貸業務や清掃管理業務を行っております。また、住宅ローン取り組みに伴う長期火災保険等の販売を同社と連携のうえ、推進しております。

現在、株主構成及び当行との人的関係から連結対象会社であります。平成14年度以降、保険代理店業務を実施できない問題があります。従いまして、期限までに株主構成・人的関係の見直しを図り、14年3月期には当行の連結対象会社から外れる予定です。

二. 管理会計の確立とその活用の方策

当行の収益管理は、毎期初に開催する「予算委員会」で決定した運用・調達量、利回、各種損益項目に基づき、各店予算配分を行った上で、月別に予算を策定し統制を行っております。基本的には、業務純益をベースとした営業店収益管理と、総合収益管理の2本建としております。

< 営業店収益管理 >

営業店の収益管理は、月次で作成する「収益管理表(収益管理月報)」をもとに、予算に対する運用・調達の増減、科目別の量・利回りの動き、役務収支、損益の増減等を分析し、月別の目標利益予算の達成を管理する体制をとっております。また、月報は本部宛送付も義務付けており、本部サイドでもその検討・分析内容の的確性について、検証、指導を行っております。

< 総合収益管理 >

銀行全体の収益管理については、収益管理委員会(構成委員:本部全部長)を定時(原則毎月)開催し、月次予算対実績ベースの期中損益推移の把握に努めるとともに、収益対策の検討にあたっております。また、当委員会資料は経営会議にも提出され、経営次元でも推移状況についての把握がなされております。

また、ALMの体制としましては、月1回、社長を委員長とし、常勤取締役、常勤監査役及び本社部長を構成員に委員会を設置し、資産・負債のギャップ分析、利回・利鞘・損益分析のほか、金利動向予想に基づく、金利感応分析・損益予想等を行い、ミスマッチ・ポジションの改善、市場性リスクの極小化に努めております。なお、委員会の審議補完を目的にALM政策調整委員会・金利予測委員会を設置し、金利リスク等のリスク管理を実施しております。

(図表7)子会社・関連会社一覧

(単位:億円)

会社名	設立年月	代表者	主な業務	直近決算 (注1)	総資産	借入金	うち	資本勘定	うち	経常利益	当期利益	連結又は持 分法の別
							申請行分 (注2)		申請行 出資分			
和銀ビジネスサービス(株)	平成2年8月	平井 康雄	帳票印刷、管理業務	平成13年9月	1			0	0	0	0	連結
和銀ファイナンス(株)	平成2年8月	田井 成晴	貸金業務	平成13年9月	11	10	10	5	0	1	1	連結
和歌山ミリオンカード(株)	平成2年8月	岩橋 秀和	保証業務	平成13年9月	20	15	12	3	0	0	0	連結
和歌山地所(株)	昭和35年3月	山本 肇	保険代理店業務	平成13年9月	11	5		5	0	0	0	連結

(注1)直近決算には、連結決算に使用した個別財務諸表の仮決算日を記入しております。

(注2)借入金のうち、申請金融機関分は保証を含んでおります。

(注3)上記各社の当行出資比率は、次のとおりです。

和銀ビジネスサービス(株)	100%
和銀ファイナンス(株)	5%
和歌山ミリオンカード(株)	5%
和歌山地所(株)	5%

(注4)経常損失、当期損失、または繰越損失のある会社については、今後の業績見通し、及びグループ戦略上の位置付けについて下記に記載しております。

会社名	今後の業績見通し及びグループ戦略上の位置付け等
和銀ビジネスサービス(株)	和銀ビジネスサービス(株)は、経常利益、当期利益とも赤字となっておりますが、これは当行関連の売上減少に起因するものであり、今後は仕入原価等の見直しにより改善を図る方針であります。
和銀ファイナンス(株)	平成8年4月から12年3月までの4年間の再建計画に基づき、支援してまいりました。現在、同社に対し、十分な引当処理を実施しております。今後、住宅ローン保証等を中心とした安定的な業績(収益)を確保できるよう、引き続き支援体制を維持してまいります。

3. 責任ある経営体制の確立のための方策

(1) 金融機関の社会性・公共性を踏まえた経営理念

イ. 経営理念

当行は、「地域とともに繁栄・発展する銀行」という経営理念を掲げ、地域社会のお客様からベストパートナーとして認めていただける地域密着型の銀行を目指してまいりました。とりわけ、地域の個人及び地場産業をはじめとする中小零細企業への円滑な資金供給と金融サービスの提供に努め、地域経済のさらなる発展に貢献することを使命に経営活動を展開してまいります。

また、当行では、「創造・融和・挑戦」という行是のもと、常に新しい視野をもって、何事にも取り組んでいくことを基本姿勢に営業活動を展開してまいります。

経営理念

地域とともに繁栄・発展する銀行

ロ. コンプライアンス態勢の整備

当行は、平成12年7月、「コンプライアンスに関する基本方針」を制定し、法令遵守(コンプライアンス)を経営の最重要課題と位置付け、“地域社会への貢献”という地域金融機関の使命を役職員全員が再確認し、一丸となりコンプライアンスに取り組むことを宣言しております。

【組織体制】

(イ) コンプライアンス委員会

法令の遵守、企業倫理の確立、内部管理の実践にかかる事項について、全般的な方針・具体的施策等の審議、決定するという目的により、コンプライアンス担当役員を委員長、本部部長を委員とするコンプライアンス委員会を平成12年4月に設置しております。さらに平成12年11月に、コンプライアンス態勢を客観的視点から判断し、一層の法令や様々なルール遵守の厳格性を高めるために、顧問弁護士2名を当該委員会の委員といたしました。また、コンプライアンス態勢の整備状況の進捗状況についても、当該委員会にて検討審議した後、四半期毎に取締役会へ報告しております。

(ロ) コンプライアンス担当者の設置

コンプライアンスに関する研修・啓蒙活動、コンプライアンスに関する質問・相談等への対応等全役職員のコンプライアンス意識の高揚を目的に平成11年3月にコンプライアンス担当者を以下のとおり、設置しております。

営業店(出張所)・・・営業店長(所長)

本 部・・・課長(部内で複数課長がある場合は所属長の指名者)

(ハ) 「コンプライアンス・マニュアル」の制定

コンプライアンス態勢の徹底・強化をより図るため、平成12年10月、「コンプライアンス・マニュアル」を改訂しております。当該内容におきまして、17項目の「行動規範」を定め、さらに「具体的行動規範」を制定しております。また、相互牽制機能の充実の観点から法令等遵守違反などの不正行為発見時の報告体制を明確にしております。

(ニ)コンプライアンスに関するアンケートの実施

平成12年10月から年1回、コンプライアンスに関するアンケートを全行員に実施し、コンプライアンス体制の現状認識及び問題点等を把握しております。またアンケート内容の改善等をコンプライアンス委員会において審議、検討するとともに、取締役会へ報告を行いコンプライアンス体制の強化に努めております。

(ホ)コンプライアンス教育体制

A.コンプライアンス担当者によるコンプライアンス研修

月に1回、営業店及び本部のコンプライアンス担当者による研修を実施し、コンプライアンスする知識の向上を図っております。

B.コンプライアンス統括部署によるコンプライアンステストの実施

月に2回、コンプライアンス統括部署が作成したコンプライアンスに関するテストを全行員に実施し、法令等の知識向上に努めております。

C.本部集合研修等の実施

階層別・職務別研修において、外部講師等による研修を継続的に実施し、コンプライアンス意識の向上を図っております。

(2)経営の意思決定と相互牽制体制

イ.経営の意思決定プロセス

当行では、取締役会を業務運営の最高意思決定機関とし、取締役会規程、常務会規程のほか職制規程、職務権限規程等の行内規程を整備し、適正な職務分担と権限の委譲を行い、円滑な意思決定と業務の執行が行われる体制を整備しております。

(イ)取締役会

取締役会は、法令・定款及び取締役会規程の定めるところにより、重要な業務執行に関する事項を協議、決定し、その執行を監視することとしております。開催は月1回が原則であります。必要に応じ臨時開催を行うなど迅速に経営運営判断ができる体制としております。また、取締役会には監査役全員(社外監査役を含む)が出席し、適法性に関する監視を行っております。

(ロ)常務会

常務会は、取締役会にて決定した基本方針に基づき、経営全般の基本方針及び執行に関する重要事項の協議決定を行っております。週1回の開催とし、重要案件についてはスムーズに対応しております。また常務会には、監査役が出席し、相互牽制が機能する体制としております。

(ハ)経営会議

経営会議は、社長以下常勤取締役、常勤監査役及び本部部長を構成員とし、月1回開催しております。全社的な立場から各部門間の統合的リスク管理、経営上の画策、執行に関する事項につき、連絡、協議を行っております。

ロ. 相互牽制体制

(イ) 取締役

当行では、審査部門以外は役付取締役による部門担当制を実施しています。現在、常勤取締役数は6名体制(他に社外からの非常勤取締役1名)をとっており、うち、役付取締役は5名であります。従来から、役員数は意思決定の迅速化を図るため、少数体制をとっております。とりわけ審査部門は独立部門であり、1人の役員の独断専行がおこなわれることを排除する目的で担当役員を配置しておりません。営業推進部門からの審査部門の独立と、審査部門と資産査定部門の分離を確保できる体制としております。

(ロ) 監査役会

監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役(社外監査役)2名から構成されております。監査役は取締役会等重要会議に出席するほか、重要稟議等の閲覧や営業店の財務状況の調査を実施するなど、相互牽制機能を担っております。また、平成13年4月の組織改編にて、「監査役室」を設置し、監査機能の充実と強化を図る体制といたしました。

(ハ) 相互牽制制度

平成12年11月に、内部管理における相互牽制及び検証機能を充実させる目的から「相互牽制検証マニュアル」を制定いたしました。これは行員の職務交換を制度化したもので、具体的には、支店長等の管理職は人事担当役員の指定に基づき、1週間の店舗交換を実施するものであります。本部の管理職についても、人事担当役員の指定に基づき、過去の職務経験者により3日間の職務検証を実施するものです。また、営業店の管理職以外の行員については、支店長の指定に基づき3日間の職務交換を実施するものです。そのほか、本部役席営業店支援研修及び本部各部の臨店時においても、「本部役席営業店支援時必要チェック項目確認表」等に基づき検証しております。

平成13年2月には、支店長21名、本部課長1名の7営業日間の職務交換を実施し、その後、支店長代理以下一般行員の職務交換を実施いたしました。(支店長代理:5月18名、9月6名 内勤係長:6月9名、9月7名 渉外係長:9月9名 一般渉外担当者:9月17名 一般内勤者:5月6名、6月2名、7月4名)今後も当行全体の相互牽制機能の充実強化が図れるよう当該制度を継続して実施してまいります。

(3) 自主的・積極的ディスクロージャー

イ. 基本的な考え方

銀行の生命線は社会からの信用であり、この信用を維持・向上させていくためには、経営の情報開示を公正に実施しかつ一層の透明性を高めていくことが重要であると認識しております。開示内容や開示方法については、より当行の経営内容をどなたでもわかりやすく理解していただけるよう努めてまいります

ロ. 具体的方策

ディスクロージャー誌の発刊は、年1回であります。平成11年3月期からは、中間期も含め、お客様に当行の現状をよりわかりやすく知っていただくために、コンパクトなミニディスクロージャー誌を作成しております。

また、インターネットの活用によるホームページについても、タイムリーな経営情報の提供に努めてまいります。

(4) 従来の経営責任についての考え方

イ. 不良債権問題の発生原因

昭和62年から平成3年頃までのバブル経済期においても、過度な貸出金拡大路線をとっておりませんでした。収益を重視するあまり、建設や不動産業等の一部業種に片寄った大口融資への傾斜がすすみました。

その後、バブル崩壊に伴い、地価や株価の大幅な下落、それに続いた長期の景気後退局面において、当行取引先の業況も悪化し、多額の不良債権の発生を招く結果となりました。

これらは、

調達偏重の営業推進と運用力強化の遅れ。

推進部門と管理部門の相互牽制機能不全。

大口与信集中によるリスク分散の不徹底。

担保に依存した融資取組が主体となり、与信先の実態分析が不十分であったこと。

によるものと、厳粛に受け止めるとともに深く反省しております。

ロ. 対応策

当行では、上記反省をもとに、大口与信の限度額を一定額とし、既存の超過先については、漸次圧縮方針とすることを基本方針としております。

貸出先業種についても、不動産、建設業の構成比を抑制し、信用リスクの圧縮を基本方針とし、地元中小零細企業に対するリテール融資や個人ローンに注力した推進施策をとっております。

また、平成10年1月に、大口貸出先や業況不芳先の中間管理を目的とした専担部署を設置しております。平成13年4月には、リスク管理の統括部署として、リスク監査部内にリスク管理課を新設しております。リスク管理課では、13年6月から要注意先及び要管理先のうち、リスク過大先についての対処方針を策定する「大口リスク貸出先検討会」の事務局を担当しております。

八. 経営責任について

(イ) 体制の刷新

平成13年6月に代表取締役社長を外部から迎え、体制の刷新を図っております。

(ロ) 役員の処遇の見直し

役員数については、下記のとおり逐次漸減を図っておりますが、さらに2名の削減を計画しております。

(常勤取締役数)

8年3月末	9年3月末	10年3月末	11年3月末	12年3月末	13年3月末	13年9月末
7名	7名	8名	7名	5名	5名	6名

また、役員報酬については、平成4年10月から1割減額しております。また、役員賞与については、平成6年6月から支給しておりません。今後とも、役員報酬・賞与及び退職慰労金については、抑制してまいります。

二. 今後の経営のあり方について

不良債権の早期処理と自己資本比率の充実及び営業体制の再構築こそが、経営の健全性の維持・向上につながり、ひいては地域社会からのお客様の信頼を確保できるものと認識し、役職員一同が懸命に地域金融機関としての使命を全うしていくことが私どもの責任であると考えております。

(図表8) 経営諸会議・委員会の状況

会議・委員会名	議長	メンバー	担当部署	開催頻度	目的・検討内容
取締役会	社長	取締役、監査役	人事総務部 秘書課	月1回	経営の意思決定 業務執行に関する重要事項の決定及び監督
常務会	社長	常務以上の取締役及び常勤監査役	人事総務部 秘書課	週1回	経営の執行に関する協議及び決議
監査役会	監査役互選	監査役	監査役室	11回	監査に関する重要事項についての報告、協議及び決議
経営会議	社長	常勤役員及び部長	総合企画部 企画調査課	月1回	統合的リスク管理及び経営課題の協議
支店長会議	社長	常勤役員、部長、次長、課長、諸役、分室長、支店長、関連会社常勤役員のうち各社1名	営業推進部 営業企画課	4月、7月、10月、1月 その他必要に応じ臨時開催	業務執行に関する諸施策の示達 経営方針の徹底、及び本部と営業店間との連絡調整
部長・グループ議長会議	総合企画部長	部長及びグループ議長	総合企画部 企画調査課	月1回	本部各部門と営業店間との連絡協議
部課長会議	総合企画部長	部長、次長、課長	総合企画部 企画調査課	月1回	各部門間の連絡調整
業績推進委員会	営業推進部長	本部委員、任命営業店長	営業推進部 業務推進課	半期に1回	業績推進のための調査、審議及びその方策検討
ALM委員会	社長	常勤役員、部長	総合企画部 企画調査課	月1回	資産・負債の総合管理 安定的収益、リスク回避策の検討審議
機械化合理化推進委員会	事務部長	事務・総務・検査・営業推進・人事・審査・資金証券・管理・総合企画部門の次課長	事務部 事務企画課	1回	合理化及び機械化推進策の検討、審議 機械化投資案件の効果及び採算性の検討
資産自己査定委員会	リスク監査部長	審査第二課長、管理課長、企画調査課長、検査課長、リスク管理課長	リスク監査部 資産査定課	10回	資産査定結果の検証
予算委員会	総合企画部長	社長任命者	総合企画部 経理課	半期に1回	予算の編成、統制についての審議
コンプライアンス委員会	リスク監査部 担当役員	部長、顧問弁護士	リスク監査部 リスク管理課	月1回	コンプライアンスに関する全般的方針及び具体的施策の検討審議
収益管理委員会	総合企画部長	部長	総合企画部 経理課	月1回	予算と実績との進捗管理
事務管理改善委員会	事務部長	事務、総務、営業推進、管理、審査、人事部門の役員及び委員長が選任した営業店の役員	事務部 事務企画課	半期に1回	事務改善・効率化諸施策の検討 事務手順書、取扱要領等の整備改定の検討
経営改善委員会	社長	常勤役員、部長	総合企画部 企画調査課	月1回	経営健全化計画の進捗状況の把握・検討

4. 配当等により利益の流出が行われなかったための方策等

(1) 資本注入前の資本政策

イ. 基本的な考え方

平成11年3月期に不良債権の処理により赤字決算となりましたが、12年2月に、地元取引先を中心に普通株式による54億円の第三者割当増資を実施し、12年3月末の自己資本比率は7.26%に改善しました。しかし、13年3月期には、不良債権処理により、再度の赤字決算となり、自己資本比率は6.52%に低下したため、13年8月に、自己資本の充実に対処するため、再度、地元取引先から優先株式による29億円の第三者割当増資を実施いたしました。

ロ. 配当、役員報酬・賞与についての考え方

配当につきましては、業績に応じたものが基本であります。当行の場合、非上場であり、大多数の株主がお取引先であるため、信用維持の観点及び地域金融機関の特性に鑑み、安定配当を基本方針としてまいりました。

配当実績は、平成5年3月期年5円、6年3月期年4.5円、平成7年3月期から年3円を継続してきました。

なお、役員賞与については、平成6年3月期から支給しておりません。

(2) 資本注入後の資本政策

イ. 基本的な考え方

資本注入後は、より一層の収益力の増強と効率性の追求により、内部留保の蓄積を図り、自己資本比率8%以上を目指します。

ロ. 配当、役員報酬・賞与についての考え方

配当につきましては、従来、当行は安定的な配当を継続することを基本方針としてまいりました。今後は、収益状況の安定性や株主への適正な利益還元等を慎重に検討の上、配当の可否を判断してまいります。

役員報酬・賞与及び退職慰労金については、内部留保充実による経営体質の強化を図るため、抑制してまいります。

5. 資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策

(1) 基本的な取組姿勢

当行は「地域とともに繁栄・発展する銀行」を経営理念に掲げ、地域の個人・中小零細企業のお客様の資金需要に対し、円滑に資金を供給することが、地域経済の発展に寄与することにつながり、地域金融機関の最も重要な使命を全うしていくことであると認識しております。また、今回申請の公的資金につきましても、地域の個人・中小零細企業のお客様に安定的な資金供給ができる体制を構築し、地域経済への発展に資するよう努めてまいります。

(2) 今までの取組み

当行の貸出金は、個人及び中小企業向け貸出金の比率が、平成13年3月末では、96.7%と大半を占めており、地域の個人及び中小零細企業向け融資に大きく依存しております。

平成13年3月末の貸出金残高は、地域の個人・中小零細企業のお客様への円滑な資金供給に努めましたが、景気の長期低迷のもと、資金需要が低下したことにより、12年3月末対比19億円減少し、3,352億円となりました。今後とも、個人及び中小零細企業向け貸出を増強してまいります。

(3) 具体的な方策

当行の特徴である個人及び中小零細企業に特化した営業展開が必要であると認識し、取引基盤の拡充に努め、リスクウェイトを勘案した住宅ローンや保証協会付保貸出金の増加を図るとともに、安定的収益確保を最重要課題として、高利回り貸出金の拡充に努めます。そのために、下記の方策を実施いたします。

イ. 商品の開発

(イ) 景気低迷のなか、ミドルリスク層や来店を回避する顧客層等、今まで対応できていなかった新しいマーケットに着目し、リスク回避できる貸出商品の開発に努めます。

(ロ) 個人及び中小零細企業からの多様なニーズに、スピーディに対応できる商品を提供し、地域経済の発展に努めます。

	保証会社	商品内容	融資利率	発売時期
キャッシュポケット	三洋信販(株)	融資額50万円以内(カードローン)・過去取引履歴問わず。収入があれば年金、主婦、パートタイマー・アルバイトも融資対象とする。最短30分で可否決定	18.0%	13年6月 (注1)
クイック24	オリックス・クレジット(株)	融資額50万円以上 200万円以内・融資期間1年以上5年以内・保証回答24時間以内	15.0%	13年11月
プロパー型住宅ローン	なし	融資額5,000万円以内・融資期間35年以内・給与振込指定条件・年率住宅ローン利率・資金使途 新築・増改築・借り換え資金	2.375% (変動金利)	13年10月
ビジネス・アシスト	(株)クレディア	融資額300万円以下・事業先からの資金需要に無担保でスピーディーに対応・融資期間1年または2年	7.0%	13年10月

(注1)平成13年10月末現在 実行件数 665件 金額 202百万円
(融資利率は、平成13年11月15日現在)

ロ. 店舗営業体制の明確化

店舗を、特別店、運用強化店、預貸併進店、個人取引特化店の4形態に分類し、店質に応じた営業を実施し、お客様の資金ニーズに対応してまいります。

特別店……事業融資に特化
運用強化店……中小零細事業融資、個人ローンに特化
預貸併進店……中小零細事業者からの資金需資に対応
個人取引特化店……住宅ローン等の個人ローンに特化

ハ. 渉外配置体制の改革

上記(ロ)の店舗営業体制に併せ、市場特性、顧客階層別に応じた配置体制の導入を図ってまいります。

特別店、運用強化店……融資開拓専任者を配置
預貸併進店……渉外係長の活動を融資推進活動中心に移行
個人取引特化店……個人ローン推進に特化

ニ. 本部による営業支援体制

本部コールセンターの業務拡充整備を図り、お客様の資金需資に対し、スピーディーに対応するとともに、営業店の事務処理負担を軽減させる体制を構築いたします。また、渉外支援体制といたしましては、「渉外支援システム(顧客データベース)」及び「テレマーケティングシステム」の充実を図ります。

また、店舗周辺地域の基盤再構築のため、本部に「基盤強化専従班(仮称)」を設置し、支店の営業活動を支援する体制とします。当該専従班は、支店長経験者等を選抜し、3名から5名を1班として3ヶ月から6ヶ月駐在し、指導に当る方針です。

(図表10) 貸出金の推移

(残高)

(億円)

	13/3月末 実績 (A)	13/9月末 実績 (B)	未平比率 (注2)	14/3月末 見込み (C)	15/3月末 計画 (D)
	国内貸出	3,352	3,271	1.0	3,280
中小企業向け貸出(注1)	2,163	2,110	0.9	2,112	2,126
個人向け貸出(事業用資金を除く)	1,080	1,052	1.1	1,060	1,069
その他	109	108	0.7	108	108
海外貸出					
合計	3,352	3,271	1.0	3,280	3,303

(同・実勢ベース<下表の増減要因を除く>)

(億円)

	13/3月末 実績 (A)	13/9月末 実績 (B)+(E)	14/3月末 見込み (C)+(F)	15/3月末 計画 (D)+(F)+(G)
国内貸出	3,352	3,271	3,281	3,310
中小企業向け貸出(注1)	2,163	2,111	2,113	2,133

(注1) 中小企業向け貸出とは、資本金又は出資金3億円(但し、卸売業は1億円、小売業・飲食業・サービス業は50百万円)以下の法人または常用する従業員が300人(但し、卸売業・サービス業は100人、小売業・飲食業は50人)以下の法人向け貸出(個人に対する事業用資金を含む)を指します。

(注2) 未平比率は月末残高/月中平均残高です。

(実勢ベースを算出するうえで考慮すべき要因) (億円()内はうち中小企業向け)

	13/上期中 実績 (E)	13年度中 見込み (F)	14年度中 計画 (G)
貸出金償却(注1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)
CCPC2次口ス(注2)	()	()	()
債権流動化(注3)	()	()	()
部分直接償却実施額(注4)	()	()	()
協定銀行等への資産売却額(注5)	()	()	()
バブルセールその他(注6)	0 (0)	0 (0)	6 (6)
計	0 (0)	1 (1)	7 (7)

(注1)無税化(法人税法基本通達9-6-1、9-6-2、9-4-1、9-4-2)を事由とする直接償却額

(注2)共同債権買取機構に売却した債権に関する担保処分等に伴う損失相当額

(注3)主として正常債権の流動化、債権流動化実施額(+)、償還期限到来による現金流入額(-)の純額で表示

(注4)部分直接償却当期実施額

(注5)金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第53条で定められた協定銀行等への債権売却に伴う損失相当額

(注6)不良債権のバブルセールに伴う損失相当額及びその他の不良債権処理関連

6. 株式等の発行等に係る株式等及び借入金につき利益をもってする消却、払戻し、償還、又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

(1) 消却、払戻し、償還又は返済についての考え方

今回申請いたします公的資金につきましては、消却、償還等のための財源を確保するよう、経営の合理化・効率化を推進し、収益力の強化を図り、業務純益を増加させることにより、内部留保の蓄積に努めてまいります。

(2) 剰余金の推移

イ. 業務純益等の見通し

(単位:億円)

	13/3月期	13/9月期	14/3月期	15/3月期	16/3月期	17/3月期	18/3月期
業務粗利益	80	47	94	100	100	101	104
業務純益(注1)	7	12	25	32	35	37	43
経常利益	40	46	91	8	13	16	23
当期利益	24	44	92	8	12	15	23

(注1)一般貸倒引当金繰入前

ロ. 剰余金の見込み

(単位:億円)

	13/3月期	13/9月期	14/3月期	15/3月期	16/3月期	17/3月期	18/3月期
剰余金	51	6	41	8	18	31	50

	19/3月期	20/3月期	21/3月期	22/3月期	23/3月期	24/3月期	25/3月期
剰余金	69	83	96	110	125	138	151

7. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 各種リスク管理の状況

		当期における改善等の状況
信用リスク	<p>[規程・基本方針] 審査管理要領 資産自己査定要領 [リスク管理部] 審査部、リスク監査部 [管理体制・管理手法] ・大口与信先の管理、特定業種の残高管理と偏重抑制。 ・要注意先・本部指定先の中間管理（毎月・3ヶ月報告。） ・「大口リスク貸出先検討会」による要注意先の取組方針検討。 ・決裁条件管理システムによる条件管理。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定業種の構成比は直近の年間ピークを目処に抑制方針堅持。 ・不動産担保評価システムの稼働による担保評価厳正化。 ・債権書類の本部集中管理。 ・自己査定システムの導入と信用格付システム構築チームの創設。 ・要注意企業支援部署の設立検討。
マーケットリスク	<p>[規程・基本方針] 有価証券取引運用基準 リスク管理基準 [リスク管理部] 総合企画部 [管理体制・管理手法] ・債券に関してはB P V手法によるリスク管理を実施。 ・その他の有価証券についてはリスク量の計量化は実施していません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク量の計数化の徹底を図るため、V A Rの手法の導入を計画中。
流動性リスク	<p>[規程・基本方針] 有価証券取引運用基準 リスク管理基準 [リスク管理部] 総合企画部 [管理体制・管理手法] ・「資金繰り表」「資金ポジション日報」による資金繰りの把握。 ・A L M委員会（月1回開催）を設置し、資産・負債の総合管理を実施。 ・「証券管理システム」により時価管理を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・流動性リスクの発生時の現金危機対応マニュアルの作成検討（現金調達等）。
カントリーリスク	<p>[規程・基本方針] 外国証券リスク管理基準 有価証券取引運用基準 リスク管理基準 [リスク管理部] 審査部、総合企画部 [管理体制・管理手法] ・格付投資情報センター発行のカントリーリスク格付表により6ヶ月見直し、格付B以上の国を対象。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク量の計数化の徹底を図るため、V A Rの手法の導入を計画中。
オペレーショナルリスク (E D P リスクも含む)	<p>[規程・基本方針] 事務部内部規程 危機管理要領 検査規程 [リスク管理部] 事務部、リスク監査部 [管理体制・管理手法] ・F I S Cのシステム監査指針によるリスク管理。 ・外部システム監査の実施。 ・各種事務処理規程の一元管理。 ・事務量の把握および科目別データ数、訂正取消データにより訂正取消率把握。 ・オンライン違算口残高把握により日計の符号状況を把握。 ・営業店に対する事務臨店指導。 ・半期に1回定例検査と部門検査及び自店内検査の実施（月1回）。 ・相互牽制検証制度による事務リスク検証。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの運用・開発業務の完全分離。 ・外部委託先の管理体制整備。 ・内部規程の制定、整備。
法務リスク	<p>[規程・基本方針] 「和歌山銀行員のコンプライアンス」 [リスク管理部] リスク監査部 [管理体制・管理手法] ・コンプライアンス委員会の開催。 ・営業店、本社各部におけるコンプライアンス研修及び全店統一「コンプライアンス・テスト」の実施。 ・本部研修、セミナー等の実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本部階層別研修の充実（外部講師によるセミナー含む）。 ・反社会的勢力介入排除の為の情報データベース化構築。 ・内部報告体制の定着。 ・コンプライアンス態勢の整備と指導強化。
レピュテーションリスク	<p>[規程・基本方針] コンティンジェンシープラン [リスク管理部] 営業推進部 人事総務部 [管理体制・管理手法] ・「皆様の相談所」による苦情等の相談を受付。 ・緊急時のマスコミ対応。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンティンジェンシープランの整備。

(2) 資産運用に係る決裁権限の状況

イ. 貸出案件の決裁権限

個別の融資案件は、「職務権限規程」に定めるそれぞれの決裁権限に基づき厳正に運用しております。

本部決裁権限については、当該案件の審査担当部署において審査し、一定の額を超える案件等は、常務会等に諮る体制としております。特に、特定の企業・特定の関連グループに過度な融資が集中することを排除しております。

営業店長の決裁権限についても、店舗階級を定めた専決権限に従い、融資取引決裁の権限を付与しております。

ロ. 有価証券運用

期別における運用方針・売買枠については、半期毎に常務会に付議し決定しております。但し、金融経済情勢及びその他の事情により、変更すべき状況と判断した場合は、遅滞なく見直しを実施しております。

なお、運用権限につきましては、「職務権限規程」に定められており、厳正に運用を行っております。

(3) 資産内容

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第3条第2項の措置後の財務内容

早期健全化法第3条第2項の措置後の財務内容及び引当金の状況は、図表13のとおりです。

平成11年9月から、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づいて査定した資産を「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」及び「正常債権」に区分して、各債権額を公表しております。

各開示債権の定義は、以下のとおりです。

・「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

・「危険債権」

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

・「要管理債権」

3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいいます。

・「正常債権」

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記以外のものに区分される債権をいいます。

(図表13)法第3条第2項の措置後の財務内容

(億円)

	13/3月末 実績(単体)	13/3月末 実績(連結)	13/9月末 実績(単体)	13/9月末 実績(連結)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	111	115	125	130
危険債権	109	104	107	101
要管理債権	189	192	196	198
正常債権	2,979	3,003	2,876	2,900

引当金の状況

(億円)

	13/3月末 実績(単体)	13/3月末 実績(連結)	13/9月末 実績(単体)	13/9月末 実績(連結)
一般貸倒引当金	23	23	24	25
個別貸倒引当金	74	75	89	85
特定海外債権引当勘定				
貸倒引当金 計	97	99	114	111
債権売却損失引当金				
特定債務者支援引当金				
合 計	97	99	114	111

(図表14)リスク管理債権情報(注)

(億円、%)

	13/3月末 実績(単体)	13/3月末 実績(連結)	13/9月末 実績(単体)	13/9月末 実績(連結)
破綻先債権額(A)	49	52	62	67
部分直接償却				
延滞債権額(B)	168	163	166	161
3か月以上延滞債権額(C)	9	9	8	8
貸出条件緩和債権額(D)	179	182	187	188
金利減免債権			0	0
金利支払猶予債権				
経営支援先に対する債権				
元本返済猶予債権	179	182	186	188
その他				
合計(E)=(A)+(B)+(C)+(D)	406	407	425	426
比率 (E)/総貸出	12.13	12.16	13.00	13.06

(注) 全銀協の「有価証券報告書における「リスク管理債権情報」の開示について」(平成10年3月24日付、平10調々第43号)の定義に従うものとし、貸出条件緩和債権について複数の項目に該当するものについては最も適当と判断した項目に計上しております。

(4)償却・引当方針

イ.従来償却・引当方針

(イ)基本方針

資産の償却・引当は、資産の自己査定の結果を、統一かつ客観的な基準に基づき貸出金の償却及び引当金を計上することにより、資産の健全性を確保するとともに適切に財務諸表に反映させるために行うものです。

償却・引当については、自己査定結果に基づき、「貸出関連資産等に係る償却及び引当金(基準)に関する規程」にしたがい実施するとともに、日本公認会計士協会の実務指針及び金融検査マニュアルに留意し、また監査法人との協議により償却・引当を行い、資産の健全性保持に努めております。

(ロ)体制について

資産の償却・引当に関しては、下記のとおり、対象資産及び引当金の種類別に所管部署を設け、金額等を算出し、常務会及び取締役会への報告を実施しております。

引当金等の種類	所管部署
一般貸倒引当金	リスク監査部資産査定課
個別貸倒引当及び償却	管理部管理課

貸出関連資産以外	当該資産の査定実施部署
・有価証券	・総合企画部資金証券課
・所有不動産	・管理部管理課

(ハ)引当率の算出方法

A.「正常先」の引当

正常先債権については、1年間を1算定期間とする3算定期間において、それぞれの貸倒実績率を算出し、その平均値を貸倒実績率として正常先債権に乗じた額を一般貸倒引当金に計上しております。

B.「要注意先」の引当

要注意先債権については、「要管理先」と「要管理先以外の要注意先」に区分して引当金額を算出しております。

要管理先以外の要注意先債権については、1年間を1算定期間とする3算定期間において、それぞれの貸倒実績率を算出し、その平均値を貸倒実績率として要管理先以外の要注意先債権に乗じた額を一般貸倒引当金に計上します。

要管理先債権については、3年間を1算定期間とする3算定期間において、それぞれの貸倒実績率を算出し、その平均値を貸倒実績率として要管理先債権に乗じた額を一般貸倒引当金に計上しますが、平成13年9月期までは、要管理先債権の貸倒データが蓄積されていないため、要注意先予想損失率の3年分を見込むものとして算出しております。

C.「破綻懸念先」の引当

破綻懸念先については、自己査定の結果発生した分類額に対し、損失処理必要額を算定し、個別貸倒引当金への繰入を実施しております。

損失処理必要額の算定については、個別債務者毎に厳正に検討しております。

D. 「実質破綻先」及び「破綻先」の償却・引当

実質破綻先及び破綻先の貸出金については、原則として自己査定の結果発生した 及び 分類額について全額を、個別貸倒引当金への繰入又は直接償却を実施しております。

ロ. 公的資金による株式等の引受等を踏まえた自主的・積極的な償却・引当方針

今後の償却・引当の基本方針としましては、現状の景気の低迷、経済環境等を勘案すると企業業績の不振から財務内容の悪化や倒産等による新たな不良債権の発生が予想されますので、償却・引当方針を遵守し厳正に実施してまいります。

本計画においては、保守的な観点から、相当程度の下振れリスクを織り込んだ計数としており、予想外の不良債権が発生しても、今後の業務純益の範囲内で処理できると考えております。

ハ. 行内企業格付けごとの償却・引当の目途

当行では従来、資産自己査定における債務者区分の要注意先及び要管理先の中で、特に注意を要する債務者に対し、月次で業況を把握し取引方針を決定する体制をとってまいりました。当面は、債務者区分をベースに要管理先等を細分化し、特に業績不振な企業に対し、十分な引当を実施する方針であります。今後、財務内容等のスコアリング等を基に企業格付けを構築することを検討してまいります。

二. 不良債権の売却等による処理、回収の方針

(イ)基本方針

従来から、法的破綻手続の完了先及び法的回収手段の終了先を中心に、無税直接償却を実施してきました。今後は、従来の直接償却の方法に加え、サービサーへの債権譲渡(売却)の方法を積極的に活用し、最終処理を進めるよう考えております。また、任意売却等を促進し、効率的な回収を目指すため、債務者ごとに回収計画をたて、継続的に進捗を管理いたします。債権譲渡及び直接償却の対象先、金額等については、回収手続の効率性、法的破綻手続の進行、実質的な回収手段等を総合的に判断し、決定する方針です。

(ロ)今後の処理方針

平成13年9月末での「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」は、232億円となっております。当行は、当該債権に対し厳正な引当を実施しておりますが、今後、当該債権を5年間で最終処理することを基本方針としております。

また、法的手続による回収を促進するため、債権回収部門の人員増を図っており、任意売却や競売を積極的に実施する予定であります。また、今後は、RCC及びその他のサービサー各社と交渉のうえ、積極的に不良債権の流動化に取り組む方針です。

(ハ)企業再生と不良債権処理強化に向けた融資体制の再構築

大口貸出先や業況不芳先の中間管理を目的とした専担部署を平成10年1月に設置し、関連部署とともにリスク過大先等について対処方針を策定しております。今後、企業再生に特化した経営支援プロジェクトチームを新設し、企業の再生計画のサポート等を強力に進めてまいります。

ホ. 債権放棄についての考え方

取引先に対する経営再建の手段として債権放棄を実施する場合には、以下の諸点を基本として慎重かつ厳正に対応してまいります。

債権放棄の実施により、当該企業向け残存債権の回収がより確実となり、当行の損失を最小限に抑えられる経済的合理性があること。

借り手企業が破綻した場合に地域経済に与える影響が大きく、債権放棄の実施により社会的な損失を回避できること。

借り手企業の経営者の経営責任を明確にすること。

(5) 含み損益の状況と今後の処理方針

平成13年9月期における有価証券の評価損益の状況は、図表18のとおりです。

イ. 平成13年9月期の減損処理の概要

(イ) 株式については、下記のとおり処理しております。

・簿価対比50%以上下落.....対象銘柄全て処理

・簿価対比30%以上50%未満下落.....株価回復の可能性のないと判断した銘柄を処理

(ロ) 受益証券については、簿価対比50%以上下落したものについて、全額減損処理の対象としております。

ロ. 平成14年3月期の処理方針

30%以上下落した銘柄は、減損処理または売却により評価損を実現させる方針です。

ハ. 今後のポートフォリオの方針

上記ロの処理方針により、残高は30億円～40億円程度圧縮されることとなります。今後のポートフォリオについては、極力エクイティ関連の取組は回避し、国債、ソブリン債を中心に満期保有の比重を高める等、保有形式に留意し、再構築を図ってまいります。

(6) 金融派生商品等取引動向

金融派生商品等の取引は、各種リスクのヘッジを目的としており、今後もこの方針に変更はありません。

なお、金融派生商品等取引動向は、次のとおりです。

金融派生商品等取引動向(平成13年9月末) (単位:億円)

	契約金額・想定元本	信用リスク相当額 (与信相当額)
金利スワップ	5	0
先物外国為替	14	0
合計	19	0

(図表15)不良債権処理状況

(単体)

(億円)

	13/3月期 実績	13/9月期 実績	14/3月期 見込み
不良債権処理損失額(A)	44	15	61
個別貸倒引当金繰入額	43	15	61
貸出金償却等(C)	0	0	0
貸出金償却	0	0	0
CCPC向け債権売却損			
協定銀行等への資産売却損			
その他債権売却損			
債権放棄損			
債権売却損失引当金繰入額			
特定債務者支援引当金繰入額			
特定海外債権引当勘定繰入			
一般貸倒引当金繰入額(B)	6	1	1
合計(A) + (B)	50	16	62

<参考>

貸倒引当金目的取崩による直接償却等(D)	0	0	0
グロス直接償却等(C) + (D)	1	0	0

(連結)

(億円)

	13/3月期 実績	13/9月期 実績	14/3月期 見込み
不良債権処理損失額(A)	46	12	58
個別貸倒引当金繰入額	44	11	57
貸出金償却等(C)	1	1	1
貸出金償却	1	1	1
CCPC向け債権売却損			
協定銀行等への資産売却損			
その他債権売却損			
債権放棄損			
債権売却損失引当金繰入額			
特定債務者支援引当金繰入額			
特定海外債権引当勘定繰入			
一般貸倒引当金繰入額(B)	6	0	0
合計(A) + (B)	52	12	58

<参考>

貸倒引当金目的取崩による直接償却等(D)	0	0	0
グロス直接償却等(C) + (D)	1	0	0

(図表16)不良債権償却原資

(億円)

	13/3月期 実績	13/9月期 実績	14/3月期 見込み
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	7	12	26
国債等債券関係損益	18	0	0
株式等損益	2	40	53
不動産処分損益	2	0	0
内部留保利益	26	45	56
その他			33
合計	33	17	62

(連結)

(億円)

	13/3月期 実績	13/9月期 実績	14/3月期 見込み
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	9	13	27
国債等債券関係損益	18	0	0
株式等損益	2	40	53
不動産処分損益	2	0	0
内部留保利益	26	45	56
その他			33
合計	35	17	63

(図表18)評価損益総括表(平成13年9月末、単体)

有価証券

(億円)

		残高	評価損益	評価益	評価損
売買目的	有価証券	0	0		0
	債券	0	0		0
	株式				
	その他				
	金銭の信託	50			
満期保有目的	有価証券	82	0	0	0
	債券	71	0	0	0
	株式				
	その他	11	0	0	0
	金銭の信託				
子会社等	有価証券	0			
	債券				
	株式	0			
	その他				
	金銭の信託				
その他	有価証券	410	11	6	18
	債券	218	5	6	0
	株式	56	13	0	14
	その他	135	4	0	4
	金銭の信託				

その他

	貸借対照表 価額	時価	評価損益	評価益	評価損
事業用不動産(注1)	45	40	5		5
その他不動産	8	5	3	0	3
その他資産					

(注1)「土地の再評価に関する法律」に基づき事業用不動産の再評価を

(実施している) <実施時期11/3月> ・ 実施していない)

(図表18)評価損益総括表(平成13年9月末,連結)

有価証券		(億円)			
		残高	評価損益	評価益	評価損
売買目的	有価証券	0	0		0
	債券	0	0		0
	株式				
	その他				
	金銭の信託	50			
満期保有目的	有価証券	82	0	0	0
	債券	71	0	0	0
	株式				
	その他	11	0	0	0
	金銭の信託				
子会社等	有価証券				
	債券				
	株式				
	その他				
	金銭の信託				
その他	有価証券	409	11	6	18
	債券	218	5	6	0
	株式	55	13	0	14
	その他	135	4	0	4
	金銭の信託				

その他

	貸借対照表 価額	時価	評価損益	評価益	評価損
事業用不動産(注1)	54	48	5	3	9
その他不動産	8	5	3	0	3
その他資産					

(注1)「土地の再評価に関する法律」に基づき事業用不動産の再評価を

(実施している <実施時期11/3月> ・ 実施していない)

8. 地域経済における位置付け

(1) 営業基盤の概況

当行の営業基盤である和歌山県は、紀伊半島の南西部に位置し、面積の大部分を紀伊山系を中心とする山々が占め、平野部は、海岸線に接する部分と、紀ノ川流域などの河川流域にわずかにあるだけであります。そのため、交通網の整備が遅れ、経済発展の妨げになってきたと言われております。しかし、こうした地理的条件のもと本県は、鉄鋼業、化学工業及び石油・電力などの重厚長大産業に大きく依存してきた一方で、事業規模としては小さいながらも地域の特色を活かした、食品、繊維、生活用品などの企業を多数有しております。

さらに本県は、近畿自動車道、JR紀勢線の整備をはじめとし、県内2時間行動圏構想を推進し道路整備等に積極的に取り組んでおります。また、関西経済を発展させ広域文化圏の形成を図るため、関西国際空港二期工事、京奈和自動車道の整備、紀淡連絡道路の実現を目指し積極的に取り組んでおります。

一方、本県においては、地域経済の発展に寄与するという公共的使命を担っている地元金融機関である阪和銀行(平成8年11月)、和歌山県商工信用組合(平成10年3月)、紀北信用組合(平成11年3月)の相次ぐ破綻により、県内の金融機関の店舗数が大きく減少しました。また、県内の産業を支えております中小零細企業はその影響と近時の経済情勢の影響を受け、厳しい状況をむかえております。

当行は、和歌山県内に本店を有する銀行2行のうちの1行として、地域の金融市場における適正な競争の確保の観点から必要な存在であり、今回の資本増強により地域経済の活性化に寄与するものと考えております。当行としては、いち早く金融機能の安定を図り、地域社会に円滑な資金を供給し、「地域とともに繁栄・発展する銀行」という当行の経営理念をより一層確実に全うすることが、地域金融機関が担っております社会的・公共的使命を果たすことになるものと認識しております。

【和歌山県内における貸出金残高】

(億円)

	平成8年3月末	平成13年3月末	増減
当行	1,685	1,893	208
地元地銀	12,618	11,337	1,281
その他	17,784	13,084	4,700
合計	32,085	26,314	5,771

(注)その他は、都銀、信託銀、地銀(地元以外)、第二地銀(当行以外)、信金等

【和歌山県内における預金残高】

(億円)

	平成8年3月末	平成13年3月末	増減
当行	2,471	2,913	442
地元地銀	19,630	20,834	1,204
その他	32,976	32,087	889
合計	55,078	55,834	756

(注)その他は、都銀、信託銀、地銀(地元以外)、第二地銀(当行以外)、信金等

(2)地域の金融市場における融資比率等

イ.地域における貸出金残高状況推移

当行は、和歌山市を中心に和歌山県、大阪府、及び奈良県を営業エリアとしております。大正10年1月の創業以来、「地域とともに繁栄・発展する銀行」という経営理念を掲げ、地域社会の発展なくしては銀行の発展はありえず地域社会に貢献すること、特に中小零細企業の育成に努め、地域社会に密着した経営活動を行ってまいりました。

その結果、貸出金及び預金残高とも表1のとおり、小幅ながらも着実に伸展しております。なかでも、人口集中地域である和歌山市とその周辺地域及び人口増加の目立つ和歌山県北部(橋本市、那賀郡、伊都郡)での貸出金シェアが拡大しております。また、住宅ローン残高についても、下表が示すとおり、和歌山県内の住宅ローン比率が増加しており、とりわけ、和歌山県北部地域の住宅ローンがその大半を占め順調に伸展しております。

【和歌山県内における貸出金残高状況推移】

(単位:億円)

	3年3月末	8年3月末	13年3月末	3年対13年
和歌山県全体	1,065	1,308	1,924	859
和歌山市等北部地域	907	1,103	1,596	689

(注)和歌山市等北部地域は、和歌山市、海南市、橋本市、那賀郡、伊都郡であります。

【和歌山県内における住宅ローン残高状況推移】

(単位:億円)

	3年3月末	8年3月末	13年3月末	3年対13年
和歌山県全体	91	201	513	422
和歌山市等北部地域	79	174	447	368

【和歌山県内における貸出金残高に占める住宅ローン残高比率推移】

(単位:%)

	3年3月末	8年3月末	13年3月末	3年対13年
和歌山県全体	8.5	15.3	26.6	18.1
和歌山市等北部地域	8.7	15.7	28.0	19.3

ロ. 中小企業取引

平成8年3月末及び平成13年3月末の当行全体及び和歌山県内における中小企業等向け貸出金残高は下記のとおりであります。

銀行全体及び和歌山県内における中小企業等の総貸出金に占める比率が順調に拡大しており、地域金融機関の使命である地域社会特に中小零細企業の育成に貢献に努めており、今後もさらなる地域社会の発展に寄与してまいります。

<平成8年3月末>

(単位:億円)

	当行全体(A)	和歌山県内(B)
中小企業等貸出金残高(C)	2,957	1,563
総貸出金残高(D)	3,140	1,681
比率(C÷D)=(F)	94.1	92.9

<平成13年3月末>

(単位:億円)

平成13年3月末	当行全体(G)	和歌山県内(H)
中小企業等貸出金残高(I)	3,243	1,802
総貸出金残高(J)	3,352	1,892
比率(I÷J)=(L)	96.7	95.2

(注)中小企業等とは、資本金3億円(但し、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(但し、卸売業、サービス業は100人、小売業は50人)以下の会社及び個人であります。

<比較表>

(単位:億円、%)

	当行全体(G - A)	和歌山県内(H - B)
中小企業等貸出金残高	286	239
総貸出金残高	212	211
比率(L - F)	2.6	2.3

表1

和歌山県内の預貸金残高推移

(単位:億円)

		8年3月末	13年3月末	増 減
和歌山 市	貸出金残高	1,099	1,126	27
	預金残高	1,552	1,710	158
	店舗数	16	16	0
海南 市	貸出金残高	107	110	3
	預金残高	148	176	28
	店舗数	2	2	0
有田 市	貸出金残高	44	44	0
	預金残高	61	73	12
	店舗数	1	1	0
有田 郡	貸出金残高	39	42	3
	預金残高	65	81	16
	店舗数	1	1	0
御坊 市	貸出金残高	26	34	8
	預金残高	56	88	32
	店舗数	1	1	0
田辺 市	貸出金残高	113	144	31
	預金残高	103	136	33
	店舗数	1	1	0
西牟婁 郡	貸出金残高	9	13	4
	預金残高	43	51	8
	店舗数	1	1	0
新宮 市	貸出金残高	44	52	8
	預金残高	47	66	19
	店舗数	1	1	0
那賀 郡	貸出金残高	103	198	95
	預金残高	225	318	93
	店舗数	3	3	0
伊都 郡	貸出金残高	47	62	15
	預金残高	59	65	6
	店舗数	1	1	0
橋本 市	貸出金残高	55	68	13
	預金残高	114	148	34
	店舗数	2	2	0
和歌山 県	貸出金残高	1,685	1,893	208
	預金残高	2,471	2,913	442
	店舗数	30	30	0

(3) 地域経済への貢献

イ. お客様の利便性の向上

当行は、全店舗に渉外担当者を配置し、地域の中小零細企業や個人のお客様を訪問し、面談を中心としたフェイス・ツー・フェイスのサービスに努めておりますが、情報化社会の進展、ライフスタイルの変化などから、お客様の銀行に対するニーズも変化してきております。当行もお客様の多様化するニーズに対応するために、平成11年以降投資効率を考慮しつつ、以下の利便性向上のための諸施策を実施してまいりました。

- 平成11年3月 郵貯とのATM業務提携(出金)
- 平成12年3月 ATM休日時間延長
- 平成12年6月 iモード、インターネットバンキングサービス
- 平成12年7月 デビットカードサービス開始
- 平成13年10月 郵貯とのATM業務提携(入金)

また、高齢者の方へのサービスとして、年金お受け取り口座をお持ちのお客様へ、24時間年中無休で医師やカウンセラーが電話で健康に関する相談に応じるサービスを平成9年から実施しております。

ロ. 地域貢献活動

当行は地域社会との密着を図り、よりよい信頼関係を構築していくために様々な活動を行なっております。そのなかで、地域金融機関として、地域経済の活性化に貢献できるよう下記の構想等に積極的に参加しております。

(イ) バーチャル和歌山構想

この構想は、和歌山県が国土軸から離れた地理的条件の経済的ハンディキャップを、激増するインターネット利用状況を背景に、インターネット上にバーチャルな和歌山を構築し、観光・物産などの情報発信、コミュニティサイトによる交流を通じ、県内への観光客の誘致をはじめとした地域振興を図ろうとする官・産共同事業プロジェクトです。この事業目的で、和歌山県と民間団体37社の共同出資によって、平成13年7月10日「株式会社バーチャル和歌山」が設立されました。当行は同社に対し、出資するとともにサイト立上げ企画などに人的貢献をおこなっております。

(ロ) 紀州祭りや清掃活動への参加

和歌山市内店舗の全行員を対象に「和歌山銀行連」を結成し、「紀州ぶんだら踊り」に毎年参加し、地域の方々との交流を深めております。また、毎年開催されております和歌山城1万人大清掃に当行行員が参加しており、和歌山城周辺の清掃に参加しております。また、新入行員研修時に新入行員全員による片男波海水浴場の清掃活動やその他地域商店街の清掃活動にも参加しております。